

**平成25年度**

**あまがさきの介護**

尼崎市健康福祉局福祉部  
介護保険事業担当



# 『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
	(1)尼崎市の沿革	3
	(2)尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	4
	(1)高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	4
	(2)行政区別高齢化率	5
3	介護保険制度のあゆみ	6
4	組織図と事務分掌(平成26年4月1日現在)	7
5	介護サービス利用手順	8
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度別推移	11
2	第1号被保険者数の月別推移	12
3	行政区別 年齢別第1号被保険者数	12
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	19
	(1)全般	19
	(2)平成12年度～平成23年度収納状況	20
	(3)行政区別	22
	(4)所得段階別	23
IV	認定審査	25
1	介護認定審査会	27
2	月別要支援・要介護認定申請状況	27
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	28
4	月別要介護度別認定者状況	29
5	年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)	31

6	年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～25年度末)	32
7	年度末・月別認定率	34
8	行政区別 要介護度別認定者状況	35
V 保険給付等		37
1	月別介護サービス利用者状況	39
	(1)居宅介護(介護予防)サービス利用者数	39
	(2)地域密着型(介護予防)サービス利用者数	40
	(3)施設別介護サービス利用者数	41
	(4)要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	42
2	年別介護サービス利用者状況	43
	(1)居宅介護(介護予防)サービス利用者数	43
	(2)地域密着型(介護予防)サービス利用者数	43
	(3)施設別介護サービス利用者数	44
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	45
	(1)平成12～17年度 年度別支給額	45
	(2)平成25年度月別支給額及び18～24年度支給額	46
4	高額介護(予防)サービス費支給状況	53
5	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	53
6	減免認定状況	53
	(1)食費・居住費に係る負担額限度額認定	53
	(2)利用者負担減額・免除認定	53
	(3)介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	53
7	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	54
8	一般施策	56
	(1)社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	56
	(2)障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	56
VI 地域支援事業		57
1	介護予防事業	59
	(1)高齢者二次予防事業施策	59
	(2)一般高齢者施策	60
2	包括的支援事業	62
	(1)地域包括支援センターの設置状況	62

(2)介護予防ケアマネジメント業務	62
(3)総合相談支援、権利擁護業務	62
(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	63
3 任意事業	64
(1)認知症高齢者介護者支援事業	64
(2)家族介護慰労事業	64
(3)シルバーハウジング生活援助員派遣事業	64
(4)徘徊高齢者家族支援サービス事業	64
(5)高齢者向けグループハウス運営事業	65
(6)高齢者自立支援型食事サービス事業	65
(7)住宅改造相談事業	65
(8)家族介護用品支給事業	65
(9)住宅改修支援事業	65
(10)介護相談員派遣事業	66
(11)介護給付適正化事業	66
(12)成年後見制度利用支援事業	66
(13)高齢者緊急一時保護事業	67
VII その他	69
1 広報活動	71
(1)パンフレットの作成・配布	71
(2)保険料のしおり	71
(3)介護保険だよりの発行	71
(4)市報あまがさきへの掲載	71
(5)市民への説明(市政出前講座)等	71
(6)ホームページへの掲載	71
2 苦情相談件数	71
3 相談・苦情への対応	72
(1)要介護認定、保険料徴収について	72
(2)サービスの利用について	72
4 尼崎市内 介護保険事業者数	73
(1)介護保険事業者数	73
(2)市内の介護保険施設	74
5 尼崎市地域包括支援センター運営協議会	75
(1)設置年月日	75

(2)設置目的	75
(3)組織	75
(4)所掌事項	75
(5)平成25年度開催回数	75
(6)地域包括支援センターについて	75
6  尼崎市地域密着型サービス運営委員会	76
(1)設置年月日	76
(2)設置目的	76
(3)組織	76
(4)所掌事項	76
(5)平成25年度開催回数	76
7  尼崎居宅介護支援事業連絡会	77
(1)設立	77
(2)目的	77
(3)会員数	77
(4)主な活動内容	77
VIII  財政・条例等	79
1  財 政	81
(1)平成25年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	81
(2)平成26年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	82
(3)介護保険事業に係る基金の状況	83
2  条例等(平成26年4月1日現在)	84
(1)尼崎市介護保険条例	84
(2)尼崎市介護保険規則	97
(3)尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の 人員、設備及び運営の基準等を定める条例	101
(4)尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	106

# *I* 一般狀況





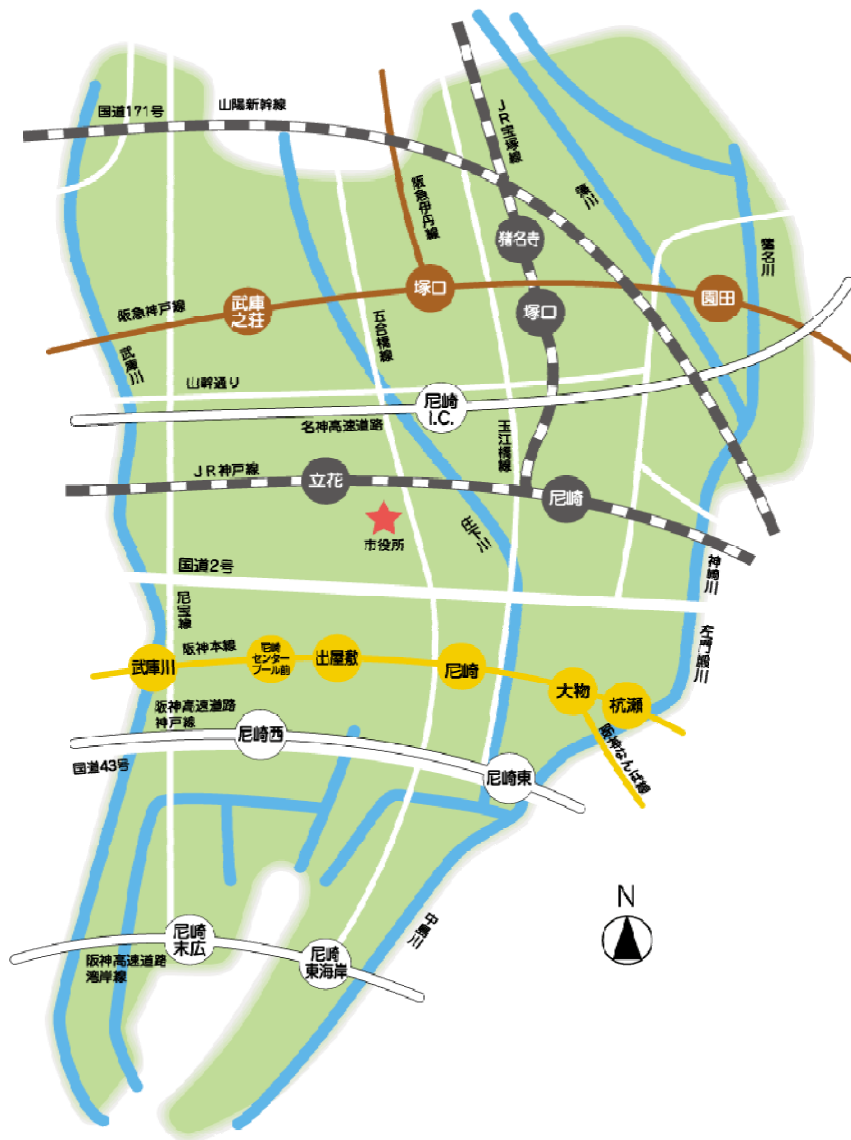
# 1 市勢

## (1) 尼崎市の沿革

- 1916年 (大正5年) 市制の施行
- 1936年 (昭和11年) 小田村と解消合併
- 1942年 (昭和17年) 立花村・大庄村・武庫村を合併
- 1947年 (昭和22年) 園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

## (2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、東西8.3キロメートル、南北11.5キロメートル、総面積50.27平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



## 2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	466,380	100.0%	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%
40歳以上	238,442	51.1%	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%
65歳以上	74,659	16.0%	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%
75歳以上	28,088	6.0%	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%
65歳以上に占める割合	37.6%	—	37.9%	—	38.4%	—	38.6%	—

区 分	平成16年3月末		平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,082	100.0%	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%
40歳以上	241,651	52.3%	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%
65歳以上	85,686	18.5%	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%
75歳以上	33,938	7.3%	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%
65歳以上に占める割合	39.6%	—	40.3%	—	40.7%	—	41.0%	—

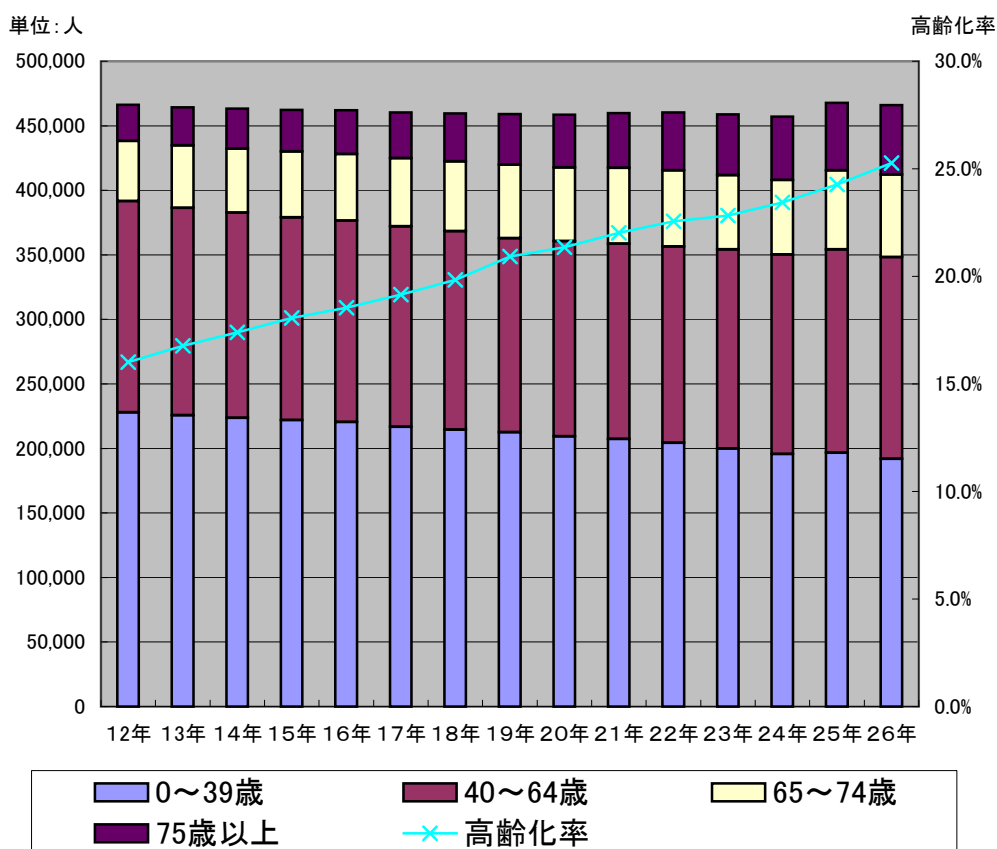
区 分	平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	458,603	100.0%	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%
40歳以上	249,161	54.3%	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%
65歳以上	97,962	21.4%	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%
75歳以上	40,854	8.9%	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%
65歳以上に占める割合	41.7%	—	42.1%	—	43.1%	—	45.0%	—

区 分	平成24年3月末		平成25年3月末A		平成26年3月末B		前年度末比
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	B/A
総人口	457,216	100.0%	467,673	100.0%	466,034	100.0%	99.6%
40歳以上	261,433	57.2%	271,099	58.0%	274,120	58.8%	101.1%
65歳以上	107,140	23.4%	113,539	24.3%	117,778	25.3%	103.7%
75歳以上	49,111	10.7%	52,240	11.2%	53,954	11.6%	103.3%
65歳以上に占める割合	45.8%	—	46.0%	—	45.8%	—	—

(2) 行政区別高齢化率(平成26年3月31日現在 住民基本台帳人口) (単位:人)

区 分	全市	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
総人口	466,034	53,741	75,417	56,006	109,548	77,866	93,456
40歳以上人口	274,120	33,736	45,551	34,595	64,051	44,043	52,144
65歳以上人口	117,778	15,192	20,441	16,310	26,953	17,963	20,919
75歳以上人口	53,954	7,180	9,803	7,828	12,152	7,896	9,095
高齢化率	25.3%	28.3%	27.1%	29.1%	24.6%	23.1%	22.4%

※ 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。



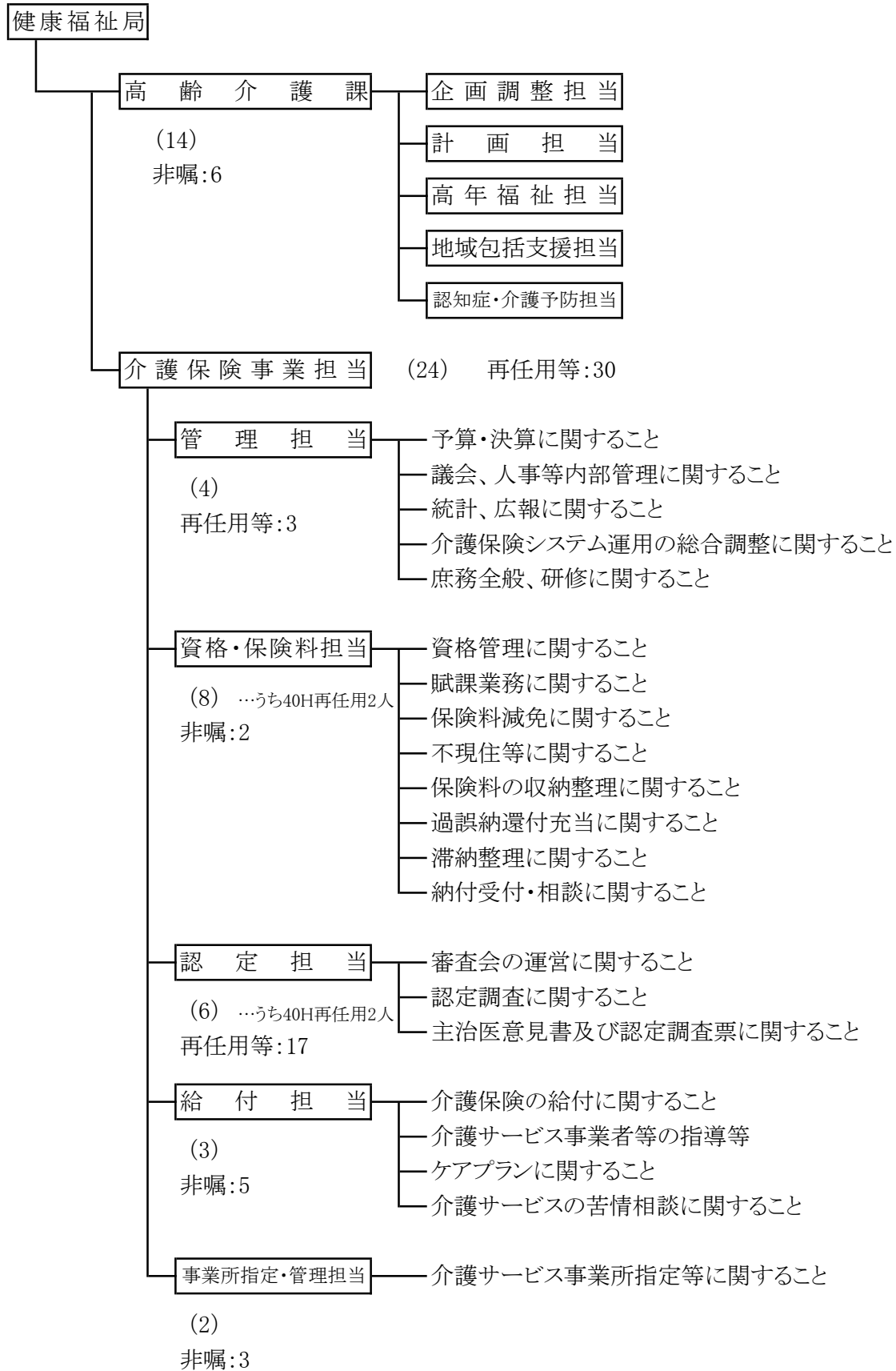
### 3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎市居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	尼崎市介護保険条例改正、 介護保険規則改正
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業者等の人員基準等の条例委任)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行

## 4 組織図と事務分掌

組織図(平成26年4月1日現在)

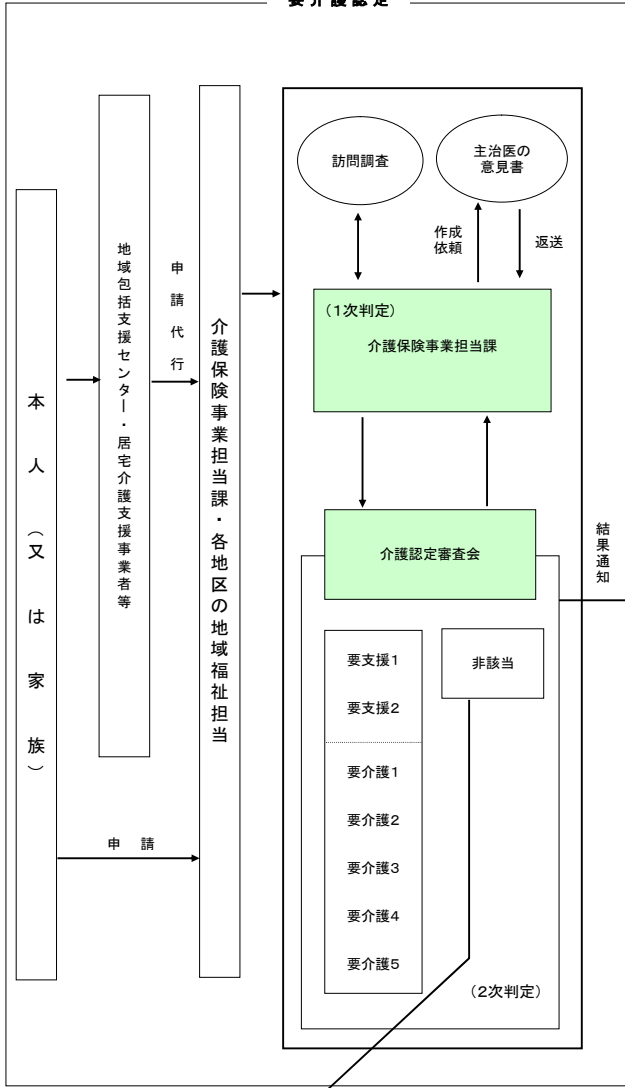
※ ( )内は職員数



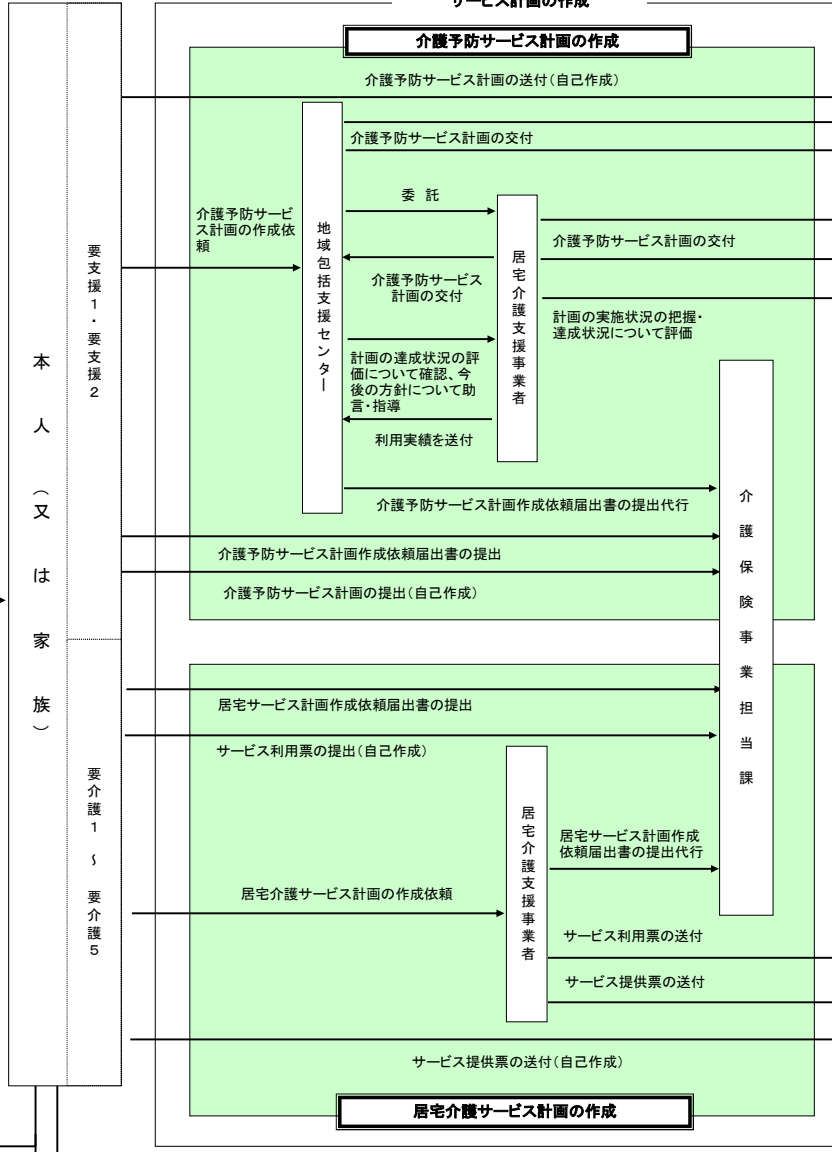
※ 健康増進課において、介護予防事業の一部を実施している。

# 5 介護サービス利用手順

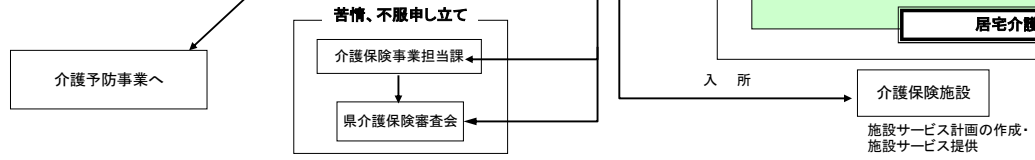
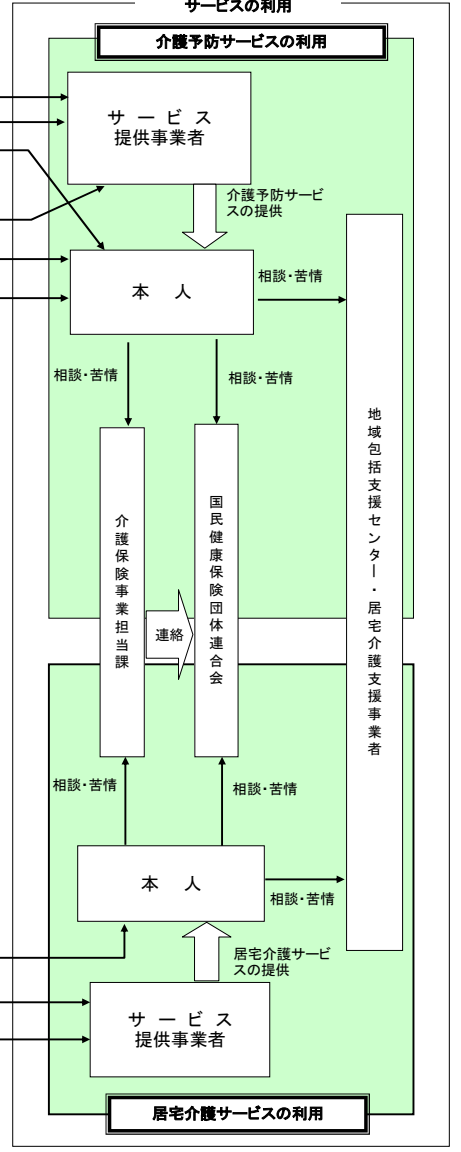
要介護認定



サービス計画の作成



サービスの利用



## *Ⅲ 被保險者*





# 1 第1号被保険者数の年度別推移

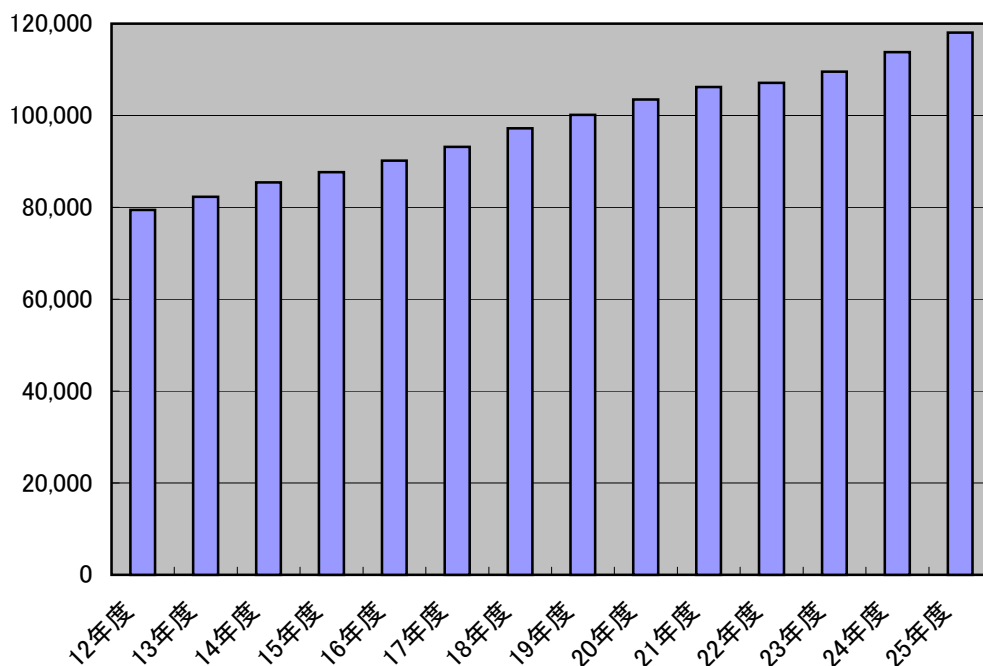
(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度A	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度B	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
前年度比 B/A	103.7%	94.8%	99.3%	75.0%	154.2%	101.2%	40.2%	99.3%	109.1%	146.7%

注) 被保険者数は年度末現在の人数

## 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)



## 2 第1号被保険者数の月別推移

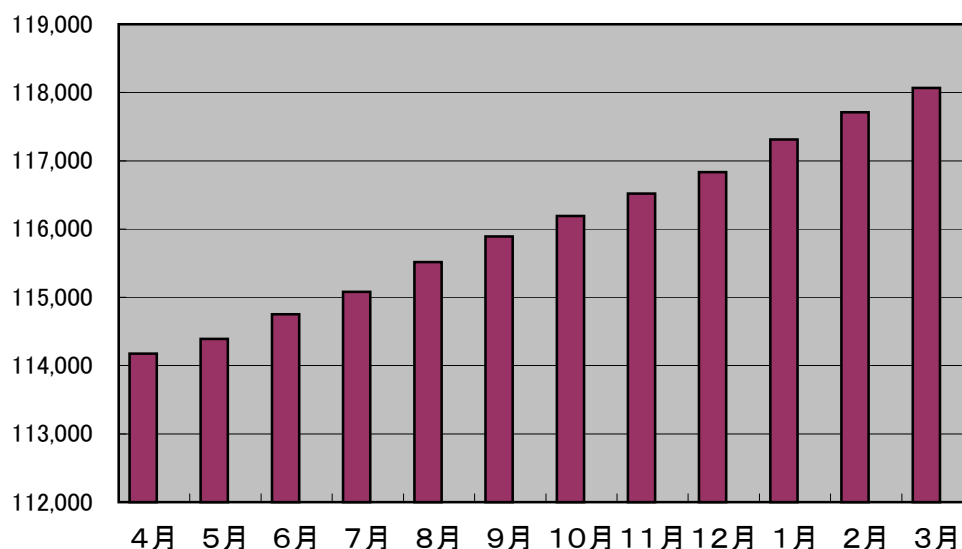
(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
4月	114,175	74	695	0	5	95	2	316	3	3
5月	114,391	71	606	1	6	98	3	364	0	3
6月	114,750	77	613	0	8	54	2	281	1	1
7月	115,080	69	646	0	8	70	3	319	1	0
8月	115,516	82	712	0	7	64	2	295	0	4
9月	115,892	48	685	2	5	70	2	288	2	2
10月	116,190	70	642	0	7	112	14	288	0	7
11月	116,518	69	701	0	5	78	0	368	1	0
12月	116,834	68	668	0	4	81	3	338	2	0
1月	117,313	53	931	0	3	58	4	443	1	2
2月	117,712	66	757	0	9	76	1	356	0	0
3月	118,065	70	745	0	7	96	1	371	1	0
合計	-	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22

注) 被保険者数は月末現在の人数

### 第1号被保険者数の月別推移

(単位:人)



## 3 行政区別 年齢別第1号被保険者数

(単位:人)

地区 年齢	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	市外	合計
65歳～74歳	8,011	10,634	8,477	14,806	10,071	11,830	55	63,884
75歳以上	7,159	9,736	7,826	12,138	7,889	9,071	362	54,181
合計	15,170	20,370	16,303	26,944	17,960	20,901	417	118,065

注) 平成26年3月末現在被保険者台帳による人数

# Ⅲ 保險料



# 1 年度別保険料(年額)の推移(平成21年度から平成26年度)

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と 合計所得金額の合計が80万円を超え120万円 以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.3333	85,458
		H25 1.4167	90,804
		H26 1.5	96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の( )内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

## 2 年度別保険料(年額)の推移(平成18年度から平成23年度)

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の( )内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

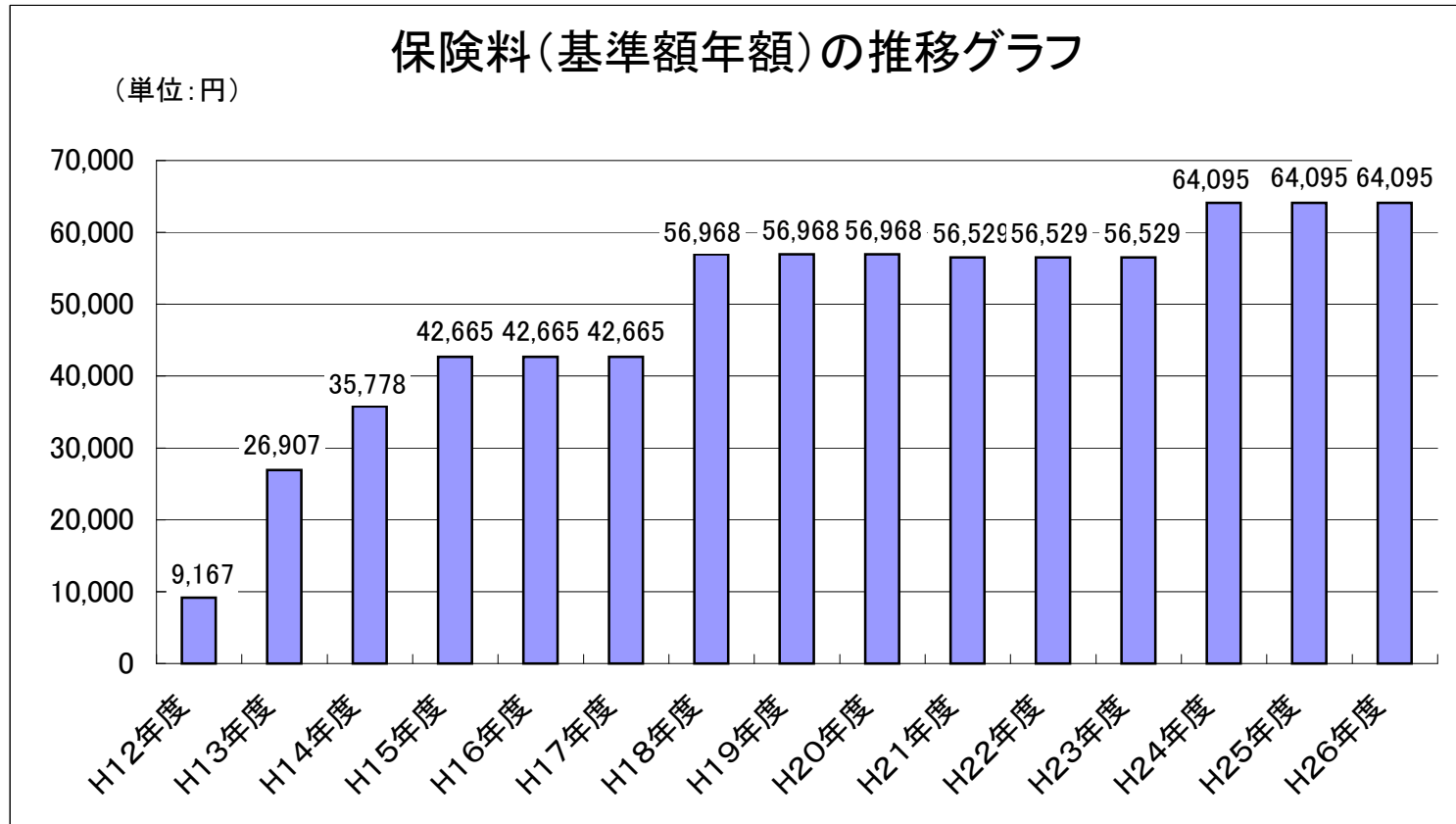
### 3 年度別保険料(年額)の推移(平成20年度まで)

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	保険料	所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
							12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の場合	0.5	28,484	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世 帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の場合	0.625	35,605	第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の場合	0.75	42,726							
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968	第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税 されているが、本人は市民税 非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が200万円未満の場合	1.25	71,210	第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計 所得金額が200万円未満の場合 (平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満 の場合	1.5	85,452	第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計 所得金額が200万円以上の場合 (平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満 の場合	1.625	92,573							
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が600万円以上の場合	1.75	99,694							

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。



\* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、  
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担

\* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、  
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。  
軽減前の基準額は、57,347円。



## 2 保険料収納状況

### (1) 全般

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内 訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成24年度	特別徴収	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普通徴収	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
平成25年度	特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
前年度比	特別徴収	103.90%	103.91%	103.90%	103.91%	0.00%	0.00%	100.00%
	普通徴収	102.73%	103.10%	102.87%	103.13%	100.36%	102.96%	100.02%
	合 計	103.67%	103.80%	103.72%	103.82%	100.36%	102.96%	100.02%

※ 各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内 訳	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成24年度		4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度		4,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
前年度比		106.52%	109.02%	109.62%	121.22%	95.88%	94.46%	108.75%	118.68%	111.14%

※ 3月末現在

- ・ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。  
そのため、収納と未納の人数の計と調定人数とは一致しない。
- ・ 人数について、年度途中で徴収方法が変更になった場合、  
特別徴収と普通徴収の両方がある場合についてはそれぞれにカウントしている。

口座振替加入率 20.40 % (前年度 20.90%)

減免	合 計	1,832 件	17,533,859 円	(前年度 1,846件 17,593,672円)
(内訳)	被 災	16 件	621,199 円	所得激減 313 件 4,017,763 円
	生活困窮	1,403 件	11,904,758 円	制 度 的 54 件 393,923 円
	そ の 他	46 件	596,216 円	合 計 1,832 件 17,533,859 円

## (2) 平成12年度～平成23年度収納状況

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成12年度	特別徴収	58,857	533,989,854	58,857	533,989,854	0	0	100.00
	普通徴収	22,288	171,284,841	20,455	155,565,992	2,787	15,718,849	90.82
	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
平成13年度	特別徴収	63,340	1,594,989,234	63,340	1,594,989,234	0	0	100.00
	普通徴収	29,820	526,036,302	27,720	478,776,837	3,347	47,259,465	91.02
	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
平成14年度	特別徴収	66,283	2,174,091,664	66,283	2,174,091,664	0	0	100.00
	普通徴収	29,122	713,010,245	26,960	647,600,138	3,336	65,410,107	90.83
	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
平成15年度	特別徴収	69,092	2,707,943,771	69,092	2,707,943,771	0	0	100.00
	普通徴収	29,193	843,851,168	26,793	759,172,003	3,665	84,679,165	89.97
	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
平成16年度	特別徴収	71,504	2,797,943,723	71,504	2,797,943,723	0	0	100.00
	普通徴収	28,747	826,212,911	26,345	740,532,274	3,575	85,680,637	89.63
	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
平成17年度	特別徴収	73,907	2,876,508,433	73,907	2,876,508,433	0	0	100.00
	普通徴収	29,497	842,637,012	27,041	754,510,903	3,676	88,126,109	89.54
	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
平成18年度	特別徴収	81,413	4,203,648,431	81,413	4,203,648,431	0	0	100.00
	普通徴収	31,283	1,079,284,521	28,467	955,349,705	4,184	123,934,816	88.52
	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
平成19年度	特別徴収	87,932	4,757,703,053	87,932	4,757,703,053	0	0	100.00
	普通徴収	22,055	768,140,492	19,496	648,919,896	3,721	119,220,596	84.48
	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
平成20年度	特別徴収	90,655	4,892,404,891	90,655	4,892,404,891	0	0	100.00
	普通徴収	22,164	797,618,555	19,554	671,228,184	3,869	126,390,371	84.15
	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
平成21年度	特別徴収	94,073	4,973,529,225	94,073	4,973,529,225	0	0	100.00
	普通徴収	21,887	768,123,337	19,290	643,165,330	3,821	124,958,007	83.73
	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
平成22年度	特別徴収	96,079	5,075,152,572	96,079	5,075,152,572	0	0	100.00
	普通徴収	20,310	715,692,857	17,946	599,510,518	3,506	116,182,339	83.77
	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
平成23年度	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06

※各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 徴収区分	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,082,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76

※3月末現在

(3) 行政区別

現年度分

内訳 行政区	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	16,565	875,139,861	16,120	853,768,554	628	21,371,307	97.56
小 田	22,260	1,196,918,718	21,803	1,172,173,764	664	24,744,954	97.93
大 庄	17,676	945,432,257	17,307	925,806,969	538	19,625,288	97.92
立 花	29,323	1,640,737,286	28,773	1,611,262,814	818	29,474,472	98.20
武 庫	19,553	1,091,032,584	19,182	1,071,009,382	540	20,023,202	98.16
園 田	22,760	1,281,576,408	22,282	1,255,493,394	692	26,083,014	97.96
市 外	510	23,743,773	510	23,742,297	1	1,476	99.99
合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00

※ 翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 行政区	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	788	38,647,956	170	3,692,628	451	13,779,145	564	21,175,116	9.55
小 田	840	44,371,972	229	5,751,012	457	15,649,433	596	22,970,460	12.96
大 庄	723	34,727,475	152	4,098,948	312	11,985,999	453	18,641,461	11.80
立 花	1,003	51,432,438	265	6,495,412	638	18,566,335	755	26,372,645	12.63
武 庫	671	34,608,235	170	3,836,944	312	12,473,799	404	18,296,425	11.09
園 田	827	43,970,272	197	4,488,803	474	15,491,145	612	23,990,439	10.21
市 外	17	145,570	2	69,395	7	32,336	9	46,038	47.67
合 計	4,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47

※ 3月末現在の調定収納状況を翌年度5月末現在の住所地により行政区別に分類

- ・ 滞納繰越分の人数については、最終期別の行政区での実人数にて計上しています。

## (4) 所得段階別

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

内 訳 段 階		調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	3,130	93,400,596	3,130	93,400,596	0	0	100.00
	普徴	5,392	157,234,797	5,297	152,049,416	373	5,185,381	96.70
	計	8,522	250,635,393	8,427	245,450,012	373	5,185,381	97.93
2	特徴	19,667	741,083,521	19,667	741,083,521	0	0	100.00
	普徴	5,169	159,162,442	4,070	117,457,332	1,389	41,705,110	73.80
	計	24,836	900,245,963	23,737	858,540,853	1,389	41,705,110	95.37
3	特徴	8,900	373,571,354	8,900	373,571,354	0	0	100.00
	普徴	715	18,969,916	610	14,882,993	149	4,086,923	78.46
	計	9,615	392,541,270	9,510	388,454,347	149	4,086,923	98.96
4	特徴	8,905	408,445,154	8,905	408,445,154	0	0	100.00
	普徴	836	24,441,583	696	18,452,333	194	5,989,250	75.50
	計	9,741	432,886,737	9,601	426,897,487	194	5,989,250	98.62
5	特徴	14,273	767,308,164	14,273	767,308,164	0	0	100.00
	普徴	4,119	158,002,094	3,667	132,556,265	611	25,445,829	83.90
	計	18,392	925,310,258	17,940	899,864,429	611	25,445,829	97.25
6	特徴	10,499	656,508,143	10,499	656,508,143	0	0	100.00
	普徴	619	21,818,763	556	17,692,989	103	4,125,774	81.09
	計	11,118	678,326,906	11,055	674,201,132	103	4,125,774	99.39
7	特徴	12,295	850,233,681	12,295	850,233,681	0	0	100.00
	普徴	2,620	118,456,459	2,221	91,734,239	533	26,722,220	77.44
	計	14,915	968,690,140	14,516	941,967,920	533	26,722,220	97.24
8	特徴	12,542	950,766,328	12,542	950,766,328	0	0	100.00
	普徴	1,793	82,693,393	1,632	69,660,931	259	13,032,462	84.24
	計	14,335	1,033,459,721	14,174	1,020,427,259	259	13,032,462	98.74
9	特徴	10,545	935,340,975	10,545	935,340,975	0	0	100.00
	普徴	2,239	124,253,316	2,109	112,076,823	217	12,176,493	90.20
	計	12,784	1,059,594,291	12,654	1,047,417,798	217	12,176,493	98.85
10	特徴	1,558	150,412,633	1,558	150,412,633	0	0	100.00
	普徴	431	27,343,625	415	25,598,773	34	1,744,852	93.62
	計	1,989	177,756,258	1,973	176,011,406	34	1,744,852	99.02
11	特徴	1,824	191,744,105	1,824	191,744,105	0	0	100.00
	普徴	576	43,389,845	566	42,280,426	19	1,109,419	97.44
	計	2,400	235,133,950	2,390	234,024,531	19	1,109,419	99.53
合計	特徴	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普徴	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00

※ 各翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1 段階	642	15,037,109	146	2,556,793	350	2,522,412	308	3,883,036	17.00
2 段階	1,371	74,048,652	271	6,210,537	1,067	26,984,811	1,103	39,714,980	8.39
3 段階	427	24,790,392	127	3,767,791	226	6,673,235	300	4,483,714	15.20
4 段階	705	19,832,313	216	2,233,194	405	16,145,893	528	7,555,262	11.26
5 段階	169	8,644,162	42	852,994	52	2,433,863	115	22,516,276	9.87
6 段階	620	20,278,441	151	2,204,564	280	15,660,127	337	5,241,494	10.87
7 段階	380	38,017,652	98	3,805,776	155	9,022,769	331	22,564,451	10.01
8 段階	253	24,229,633	88	2,840,471	101	7,230,885	157	12,909,546	11.72
9 段階	230	19,004,562	21	3,136,460	6	476,427	176	10,508,556	16.50
10 段階	39	1,693,184	14	369,347	9	827,770	23	1,099,303	21.81
11 段階	33	2,327,818	11	455,215	-	-	15	1,015,966	19.56
合 計	4,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47

※ 3月末現在

※ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。  
そのため、収納と未納の人数の計上と調定人数とは一致しない。

# IV 認定審査



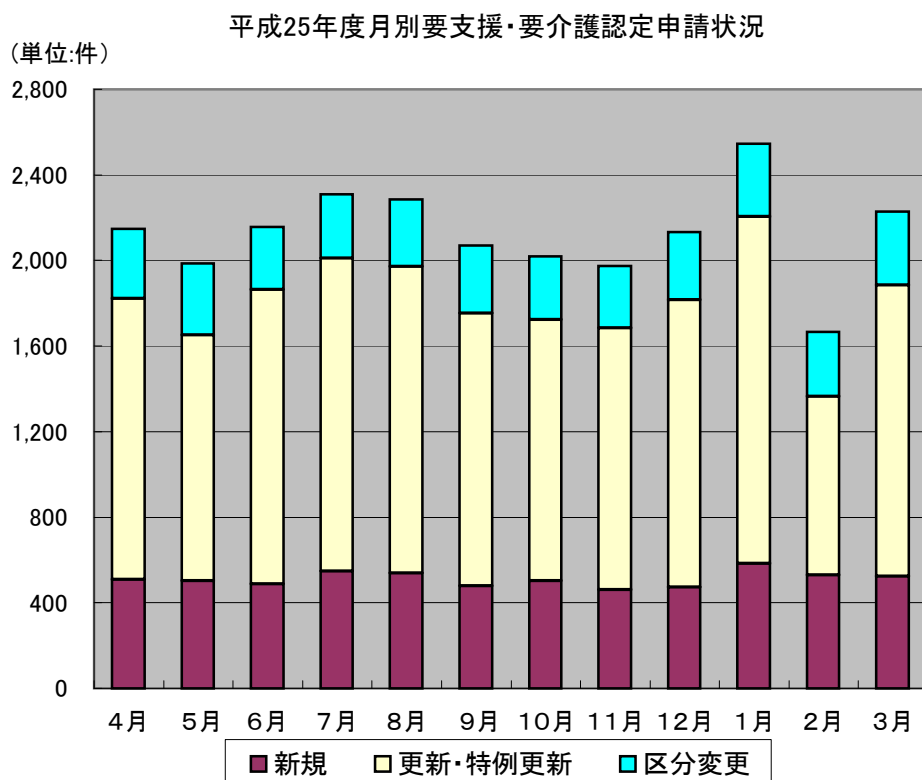


## 1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	20合議体
委員数及び内訳	158人（医療 110人・保健 22人・福祉 26人）（平成26年3月31日現在）
1回の審査件数	原則1回 55件
開催日時	月曜～金曜 2開催 毎日午後1時～
審査会開催数	計 473回（H24年度437回）
認定処理件数	計24,723件（介護扶助にかかる審査判定件数330件を除く H24年度24,024件）

## 2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	2,149	509	1,312	328
5月	1,987	504	1,148	335
6月	2,156	489	1,374	293
7月	2,309	547	1,462	300
8月	2,284	539	1,432	313
9月	2,069	478	1,275	316
10月	2,020	502	1,220	298
11月	1,975	462	1,223	290
12月	2,132	472	1,344	316
1月	2,547	584	1,622	341
2月	1,667	528	836	303
3月	2,230	525	1,361	344
合計	25,525	6,139	15,609	3,777

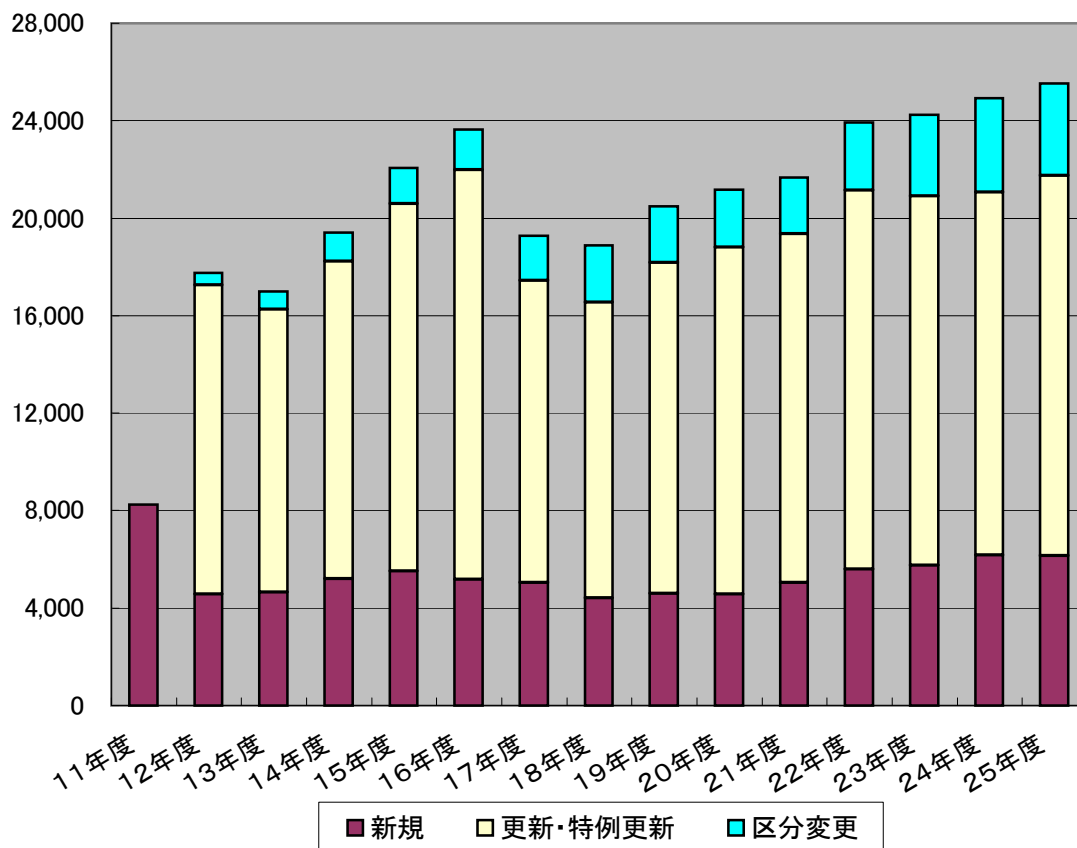


### 3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
11年度	8,250	8,250	0	0
12年度	17,760	4,558	12,688	514
13年度	16,989	4,641	11,617	731
14年度	19,414	5,202	13,021	1,191
15年度	22,053	5,516	15,084	1,453
16年度	23,642	5,176	16,796	1,670
17年度	19,279	5,052	12,397	1,830
18年度	18,888	4,417	12,119	2,352
19年度	20,477	4,591	13,582	2,304
20年度	21,161	4,559	14,246	2,356
21年度	21,678	5,038	14,328	2,312
22年度	23,939	5,601	15,533	2,805
23年度	24,247	5,741	15,161	3,345
24年度	24,918	6,175	14,903	3,840
25年度	25,525	6,139	15,609	3,777

(単位:件)

年度別要支援・要介護認定申請状況



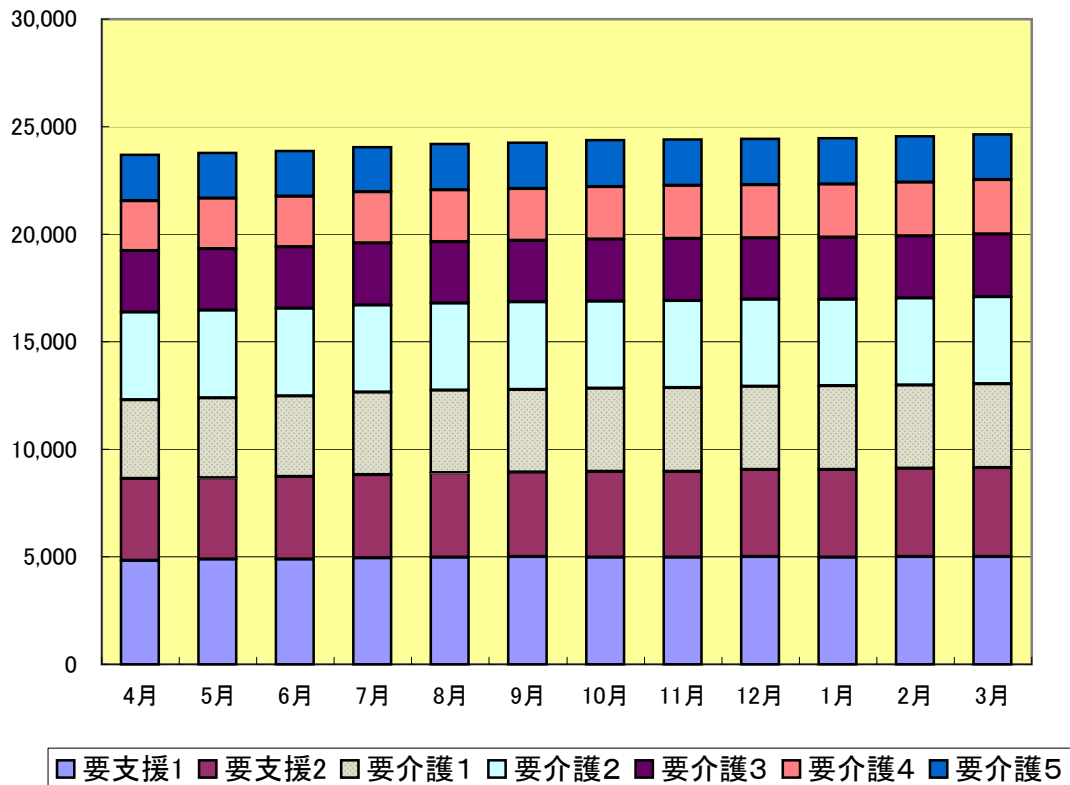
#### 4 月別要介護度別認定者状況

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	4,758	3,665	3,604	3,927	2,777	2,258	2,020	23,009
	65歳～74歳	862	752	476	706	415	307	336	3,854
	75歳以上	3,896	2,913	3,128	3,221	2,362	1,951	1,684	19,155
	第2号	77	126	70	147	79	73	99	671
	小計	4,835	3,791	3,674	4,074	2,856	2,331	2,119	23,680
5月末	第1号	4,791	3,662	3,657	3,911	2,802	2,272	2,026	23,121
	65歳～74歳	860	765	488	707	421	314	328	3,883
	75歳以上	3,931	2,897	3,169	3,204	2,381	1,958	1,698	19,238
	第2号	81	127	68	151	77	74	94	672
	小計	4,872	3,789	3,725	4,062	2,879	2,346	2,120	23,793
6月末	第1号	4,812	3,686	3,703	3,901	2,801	2,283	2,023	23,209
	65歳～74歳	862	758	499	707	413	322	329	3,890
	75歳以上	3,950	2,928	3,204	3,194	2,388	1,961	1,694	19,319
	第2号	79	130	69	154	77	68	94	671
	小計	4,891	3,816	3,772	4,055	2,878	2,351	2,117	23,880
7月末	第1号	4,849	3,754	3,752	3,916	2,800	2,307	2,014	23,392
	65歳～74歳	875	763	504	714	411	332	336	3,935
	75歳以上	3,974	2,991	3,248	3,202	2,389	1,975	1,678	19,457
	第2号	80	130	76	145	77	67	90	665
	小計	4,929	3,884	3,828	4,061	2,877	2,374	2,104	24,057
8月末	第1号	4,879	3,800	3,785	3,881	2,797	2,346	2,036	23,524
	65歳～74歳	895	777	515	709	415	342	345	3,998
	75歳以上	3,984	3,023	3,270	3,172	2,382	2,004	1,691	19,526
	第2号	79	131	73	147	77	69	94	670
	小計	4,958	3,931	3,858	4,028	2,874	2,415	2,130	24,194
9月末	第1号	4,912	3,800	3,788	3,909	2,789	2,349	2,052	23,599
	65歳～74歳	896	766	519	709	415	337	346	3,988
	75歳以上	4,016	3,034	3,269	3,200	2,374	2,012	1,706	19,611
	第2号	74	132	70	149	73	66	99	663
	小計	4,986	3,932	3,858	4,058	2,862	2,415	2,151	24,262
10月末	第1号	4,917	3,826	3,820	3,899	2,806	2,377	2,065	23,710
	65歳～74歳	909	781	522	700	423	346	354	4,035
	75歳以上	4,008	3,045	3,298	3,199	2,383	2,031	1,711	19,675
	第2号	68	135	66	145	73	71	102	660
	小計	4,985	3,961	3,886	4,044	2,879	2,448	2,167	24,370
11月末	第1号	4,912	3,853	3,812	3,927	2,809	2,387	2,062	23,762
	65歳～74歳	915	790	523	706	425	357	352	4,068
	75歳以上	3,997	3,063	3,289	3,221	2,384	2,030	1,710	19,694
	第2号	69	136	65	139	72	68	101	650
	小計	4,981	3,989	3,877	4,066	2,881	2,455	2,163	24,412
12月末	第1号	4,939	3,901	3,816	3,893	2,808	2,398	2,047	23,802
	65歳～74歳	908	799	532	694	419	347	352	4,051
	75歳以上	4,031	3,102	3,284	3,199	2,389	2,051	1,695	19,751
	第2号	68	135	61	142	71	66	97	640
	小計	5,007	4,036	3,877	4,035	2,879	2,464	2,144	24,442

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	4,916	3,941	3,821	3,872	2,820	2,408	2,049	23,827
	65歳～74歳	897	798	525	692	423	352	351	4,038
	75歳以上	4,019	3,143	3,296	3,180	2,397	2,056	1,698	19,789
	第2号	64	133	61	144	69	66	94	631
	小計	4,980	4,074	3,882	4,016	2,889	2,474	2,143	24,458
2月末	第1号	4,931	3,975	3,811	3,912	2,822	2,426	2,055	23,932
	65歳～74歳	888	812	517	692	424	354	350	4,037
	75歳以上	4,043	3,163	3,294	3,220	2,398	2,072	1,705	19,895
	第2号	60	134	62	142	73	67	96	634
	小計	4,991	4,109	3,873	4,054	2,895	2,493	2,151	24,566
3月末	第1号	4,956	3,994	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳	903	818	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上	4,053	3,176	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号	57	132	64	137	71	67	99	627
	小計	5,013	4,126	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654

平成25年度月別要介護度別認定者状況

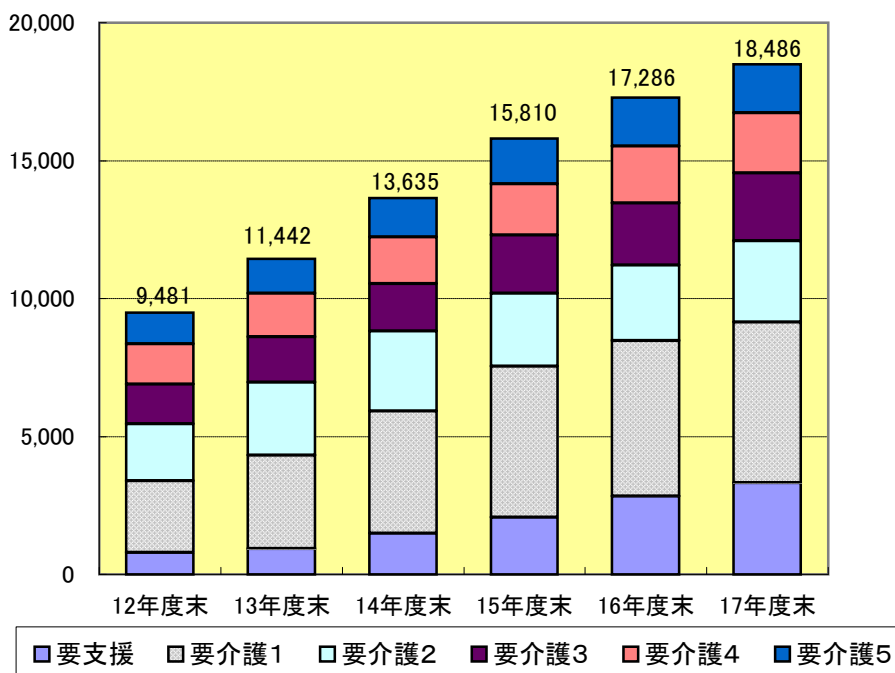
(単位:人)



## 5 年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

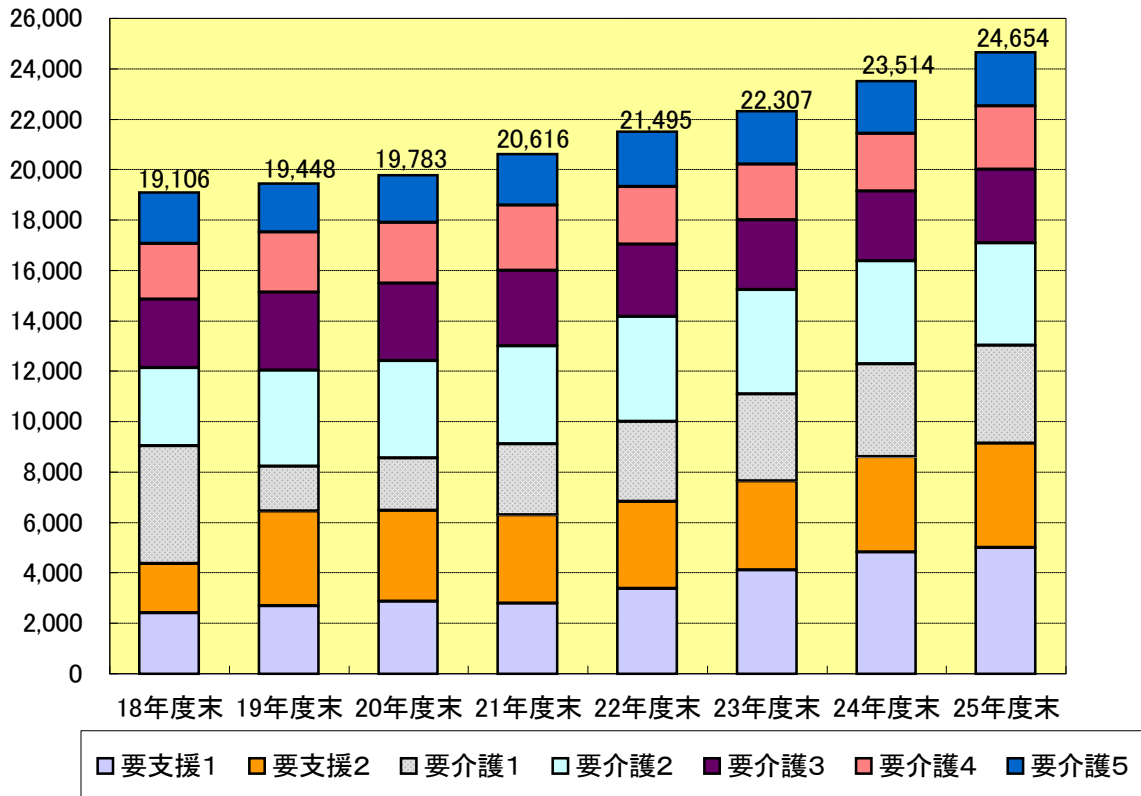
(単位:人) 年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)



## 6 年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～25年度末)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18 年度末	第1号	2,388	1,889	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳	583	459	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上	1,805	1,430	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号	25	69	131	132	122	100	98	677
	小計	2,413	1,958	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19 年度末	第1号	2,673	3,627	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳	590	776	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上	2,083	2,851	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号	30	109	38	158	126	92	103	656
	小計	2,703	3,736	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20 年度末	第1号	2,846	3,490	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳	598	691	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上	2,248	2,799	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号	30	101	37	169	109	94	89	629
	小計	2,876	3,591	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21 年度末	第1号	2,758	3,388	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳	553	658	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上	2,205	2,730	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号	43	97	48	166	114	86	99	653
	小計	2,801	3,485	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22 年度末	第1号	3,339	3,339	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳	639	684	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上	2,700	2,655	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号	50	110	49	167	109	71	105	661
	小計	3,389	3,449	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23 年度末	第1号	4,047	3,406	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳	720	730	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上	3,327	2,676	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号	70	128	54	173	96	66	97	684
	小計	4,117	3,534	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24 年度末 A	第1号	4,751	3,655	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳	863	748	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上	3,888	2,907	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号	78	126	62	156	80	73	98	673
	小計	4,829	3,781	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25 年度末 B	第1号	4,956	3,994	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳	903	818	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上	4,053	3,176	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号	57	132	64	137	71	67	99	627
	小計	5,013	4,126	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
前 年度 比 B/A	第1号	104.3%	109.3%	105.4%	100.1%	105.9%	110.9%	102.2%	105.2%
	65歳～74歳	104.6%	109.4%	107.3%	98.6%	103.7%	119.5%	103.9%	105.8%
	75歳以上	104.2%	109.3%	105.1%	100.5%	106.3%	109.6%	101.9%	105.1%
	第2号	73.1%	104.8%	103.2%	87.8%	88.8%	91.8%	101.0%	93.2%
	小計	103.8%	109.1%	105.3%	99.7%	105.4%	110.3%	102.1%	104.8%

年度末別 要介護度別認定者状況 (H18年度～)

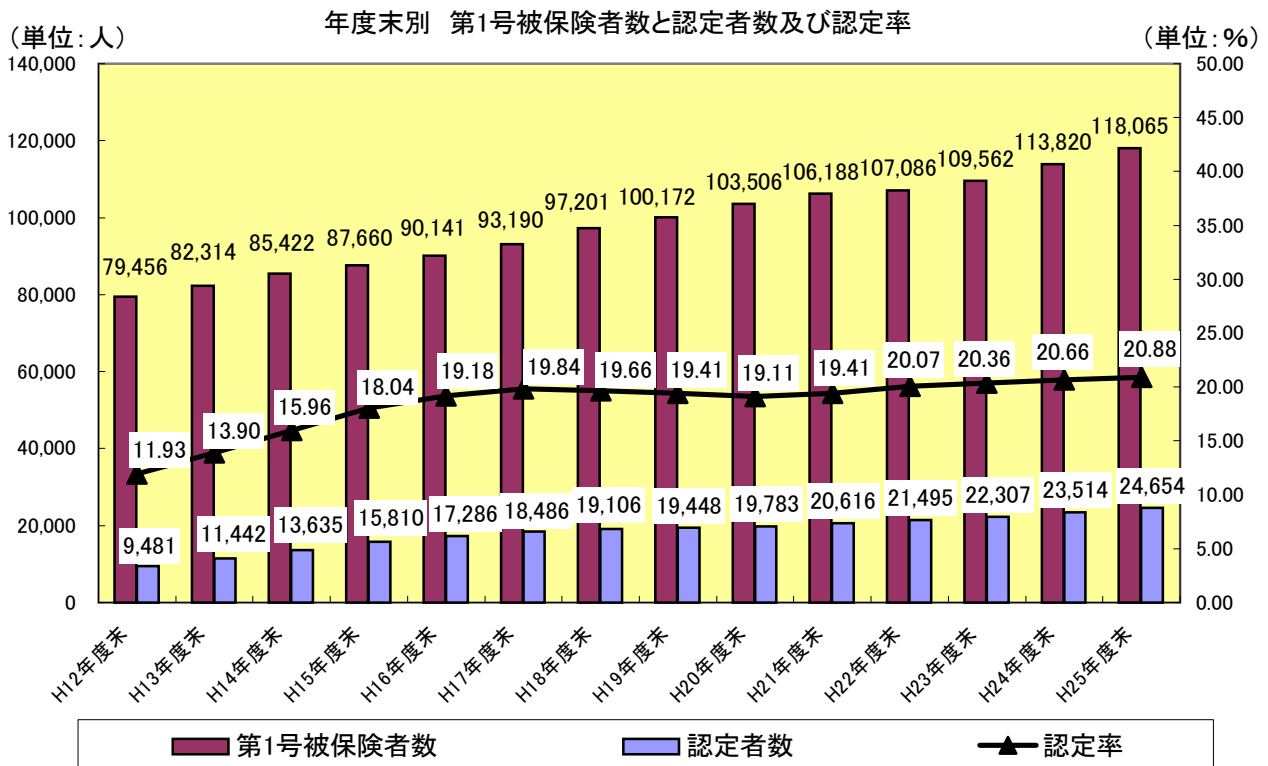


## 7 年度末・月別認定率

(単位:人)

	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数	第2号 認定者数	認定者数計 B	認定率 B/A(%)
12年度末	79,456	9,094	387	9,481	11.93
13年度末	82,314	10,986	456	11,442	13.90
14年度末	85,422	13,116	519	13,635	15.96
15年度末	87,660	15,214	596	15,810	18.04
16年度末	90,141	16,645	641	17,286	19.18
17年度末	93,190	17,814	672	18,486	19.84
18年度末	97,201	18,429	677	19,106	19.66
19年度末	100,172	18,792	656	19,448	19.41
20年度末	103,506	19,154	629	19,783	19.11
21年度末	106,188	19,963	653	20,616	19.41
22年度末	107,086	20,834	661	21,495	20.07
23年度末	109,562	21,623	684	22,307	20.36
24年度末	113,820	22,841	673	23,514	20.66
25年度 4月末	114,175	23,009	671	23,680	20.74
5月末	114,391	23,121	672	23,793	20.80
6月末	114,750	23,209	671	23,880	20.81
7月末	115,080	23,392	665	24,057	20.90
8月末	115,516	23,524	670	24,194	20.94
9月末	115,892	23,599	663	24,262	20.94
10月末	116,190	23,710	660	24,370	20.97
11月末	116,518	23,762	650	24,412	20.95
12月末	116,834	23,802	640	24,442	20.92
1月末	117,313	23,827	631	24,458	20.85
2月末	117,712	23,932	634	24,566	20.87
3月末	118,065	24,027	627	24,654	20.88

※ 認定率は、認定者数計を第1号被保険者数で除した割合





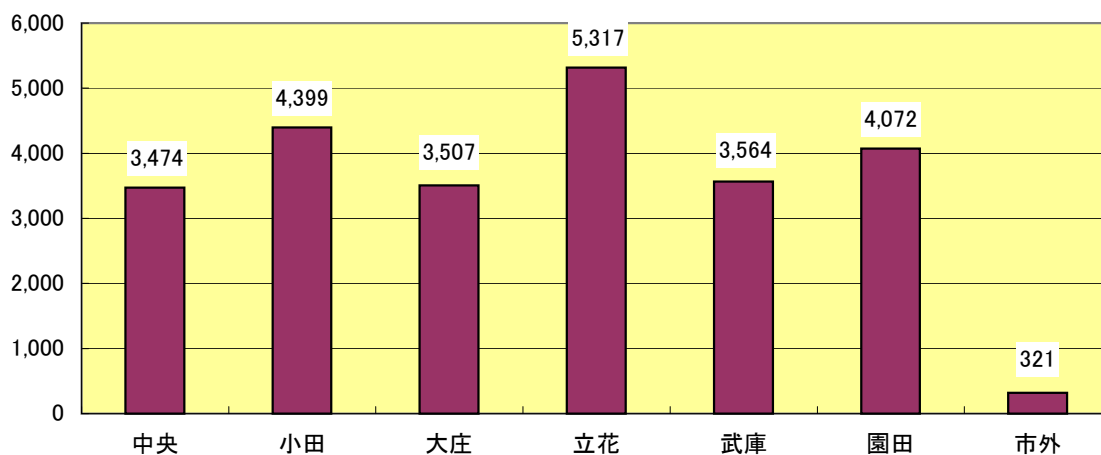
## 8 行政区別 要介護度別認定者状況(平成26年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度 地区		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中 央	第1号	717	560	555	545	397	330	289	3,393
	65歳～74歳	121	129	81	105	59	50	56	601
	75歳以上	596	431	474	440	338	280	233	2,792
	第2号	11	16	7	21	6	12	8	81
	小計	728	576	562	566	403	342	297	3,474
小 田	第1号	906	642	684	687	549	428	384	4,280
	65歳～74歳	169	122	86	104	83	61	61	686
	75歳以上	737	520	598	583	466	367	323	3,594
	第2号	14	22	8	28	12	13	22	119
	小計	920	664	692	715	561	441	406	4,399
大 庄	第1号	685	527	557	590	389	374	289	3,411
	65歳～74歳	125	132	75	111	60	59	47	609
	75歳以上	560	395	482	479	329	315	242	2,802
	第2号	6	23	12	14	17	10	14	96
	小計	691	550	569	604	406	384	303	3,507
立 花	第1号	1,080	928	813	836	614	510	413	5,194
	65歳～74歳	193	161	102	136	96	56	72	816
	75歳以上	887	767	711	700	518	454	341	4,378
	第2号	12	26	11	27	15	9	23	123
	小計	1,092	954	824	863	629	519	436	5,317
武 庫	第1号	737	613	536	567	395	346	276	3,470
	65歳～74歳	117	121	74	97	62	57	49	577
	75歳以上	620	492	462	470	333	289	227	2,893
	第2号	2	22	15	17	7	14	17	94
	小計	739	635	551	584	402	360	293	3,564
園 田	第1号	800	695	636	653	463	384	328	3,959
	65歳～74歳	176	152	94	131	60	60	58	731
	75歳以上	624	543	542	522	403	324	270	3,228
	第2号	12	23	11	30	14	8	15	113
	小計	812	718	647	683	477	392	343	4,072
市 外	第1号	31	29	40	48	47	64	61	320
	65歳～74歳	2	1	3	8	5	12	2	33
	75歳以上	29	28	37	40	42	52	59	287
	第2号	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	31	29	40	48	47	65	61	321
総 数	第1号	4,956	3,994	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳	903	818	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上	4,053	3,176	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号	57	132	64	137	71	67	99	627
	合計	5,013	4,126	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654

(単位:人)

行政区別認定者数





# V 保險給付等



# 1 月別介護サービス利用者状況

## (1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	2,559	2,733	2,782	3,147	1,817	1,212	948	15,198
	第2号	24	83	48	125	56	43	49	428
	小計	2,583	2,816	2,830	3,272	1,873	1,255	997	15,626
5月	第1号	2,575	2,790	2,849	3,190	1,856	1,229	947	15,436
	第2号	24	83	49	125	58	41	48	428
	小計	2,599	2,873	2,898	3,315	1,914	1,270	995	15,864
6月	第1号	2,606	2,810	2,929	3,261	1,908	1,307	999	15,820
	第2号	26	94	52	126	57	39	51	445
	小計	2,632	2,904	2,981	3,387	1,965	1,346	1,050	16,265
7月	第1号	2,639	2,835	2,968	3,223	1,893	1,304	980	15,842
	第2号	23	92	49	125	60	41	54	444
	小計	2,662	2,927	3,017	3,348	1,953	1,345	1,034	16,286
8月	第1号	2,603	2,858	2,971	3,210	1,873	1,329	1,016	15,860
	第2号	19	90	49	125	54	44	53	434
	小計	2,622	2,948	3,020	3,335	1,927	1,373	1,069	16,294
9月	第1号	2,625	2,875	3,023	3,238	1,881	1,319	1,014	15,975
	第2号	23	93	48	120	48	44	60	436
	小計	2,648	2,968	3,071	3,358	1,929	1,363	1,074	16,411
10月	第1号	2,615	2,905	3,041	3,228	1,888	1,317	1,024	16,018
	第2号	21	89	47	122	51	51	56	437
	小計	2,636	2,994	3,088	3,350	1,939	1,368	1,080	16,455
11月	第1号	2,639	2,926	3,054	3,249	1,903	1,334	1,030	16,135
	第2号	23	91	46	120	54	47	61	442
	小計	2,662	3,017	3,100	3,369	1,957	1,381	1,091	16,577
12月	第1号	2,651	2,956	3,037	3,244	1,913	1,325	1,044	16,170
	第2号	22	89	45	123	48	45	60	432
	小計	2,673	3,045	3,082	3,367	1,961	1,370	1,104	16,602
1月	第1号	2,626	2,959	3,014	3,188	1,912	1,327	1,009	16,035
	第2号	18	90	40	123	47	46	59	423
	小計	2,644	3,049	3,054	3,311	1,959	1,373	1,068	16,458
2月	第1号	2,623	2,971	3,003	3,226	1,909	1,331	1,015	16,078
	第2号	20	94	41	118	50	45	60	428
	小計	2,643	3,065	3,044	3,344	1,959	1,376	1,075	16,506
3月	第1号	2,625	3,011	2,991	3,268	1,897	1,343	1,035	16,170
	第2号	19	93	45	118	52	42	57	426
	小計	2,644	3,104	3,036	3,386	1,949	1,385	1,092	16,596
累計		31,648	35,710	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	1	1	131	151	216	132	98	730
	第2号	0	0	2	1	3	4	3	13
	小計	1	1	133	152	219	136	101	743
5月	第1号	1	1	132	146	212	123	94	709
	第2号	0	0	2	1	3	4	3	13
	小計	1	1	134	147	215	127	97	722
6月	第1号	5	2	136	147	210	132	92	724
	第2号	0	0	2	2	3	5	3	15
	小計	5	2	138	149	213	137	95	739
7月	第1号	4	2	137	155	200	126	92	716
	第2号	0	0	2	2	3	5	3	15
	小計	4	2	139	157	203	131	95	731
8月	第1号	3	2	134	154	199	133	102	727
	第2号	0	0	2	1	2	5	4	14
	小計	3	2	136	155	201	138	106	741
9月	第1号	2	2	128	162	194	130	109	727
	第2号	0	0	2	1	2	6	4	15
	小計	2	2	130	163	196	136	113	742
10月	第1号	2	2	131	151	199	131	107	723
	第2号	0	0	2	0	2	5	4	13
	小計	2	2	133	151	201	136	111	736
11月	第1号	2	2	127	157	204	127	110	729
	第2号	0	0	1	0	2	5	4	12
	小計	2	2	128	157	206	132	114	741
12月	第1号	2	2	127	154	200	134	104	723
	第2号	0	0	2	0	2	4	4	12
	小計	2	2	129	154	202	138	108	735
1月	第1号	2	2	129	150	200	137	103	723
	第2号	0	0	2	0	2	5	5	14
	小計	2	2	131	150	202	142	108	737
2月	第1号	2	1	124	160	202	141	102	732
	第2号	0	0	2	0	2	5	4	13
	小計	2	1	126	160	204	146	106	745
3月	第1号	2	1	119	164	198	136	100	720
	第2号	0	0	2	0	2	5	3	12
	小計	2	1	121	164	200	141	103	732
累計		28	20	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844

### (3) 施設別介護サービス利用者数

- \* 利用月ベースで決算との対応はしない
- \* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している。
- \* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号	1,395	1,032	117	2,544
	第2号	9	23	2	34
	小計	1,404	1,055	119	総数 2,563
5月	第1号	1,428	1,019	119	2,566
	第2号	10	24	2	36
	小計	1,438	1,043	121	総数 2,590
6月	第1号	1,588	1,006	118	2,712
	第2号	10	23	2	35
	小計	1,598	1,029	120	総数 2,729
7月	第1号	1,529	994	113	2,636
	第2号	11	22	3	36
	小計	1,540	1,016	116	総数 2,666
8月	第1号	1,556	1,023	111	2,690
	第2号	11	19	3	33
	小計	1,567	1,042	114	総数 2,719
9月	第1号	1,570	1,016	112	2,698
	第2号	10	22	3	35
	小計	1,580	1,038	115	総数 2,726
10月	第1号	1,319	1,042	126	2,487
	第2号	8	19	3	30
	小計	1,327	1,061	129	総数 2,511
11月	第1号	1,539	1,019	112	2,670
	第2号	9	22	3	34
	小計	1,548	1,041	115	総数 2,697
12月	第1号	1,533	1,027	104	2,664
	第2号	9	23	3	35
	小計	1,542	1,050	107	総数 2,691
1月	第1号	1,554	1,014	100	2,668
	第2号	9	23	3	35
	小計	1,563	1,037	103	総数 2,695
2月	第1号	1,521	1,008	99	2,628
	第2号	10	24	3	37
	小計	1,531	1,032	102	総数 2,658
3月	第1号	1,462	1,021	98	2,581
	第2号	10	26	3	39
	小計	1,472	1,047	101	総数 2,611
累計		18,110	12,491	1,362	総数 31,856

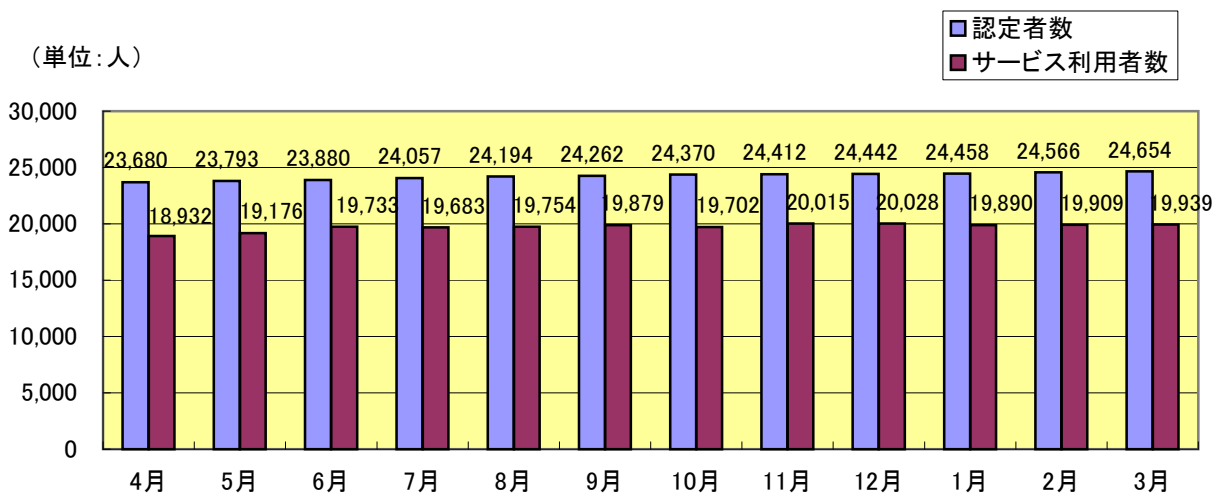
(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

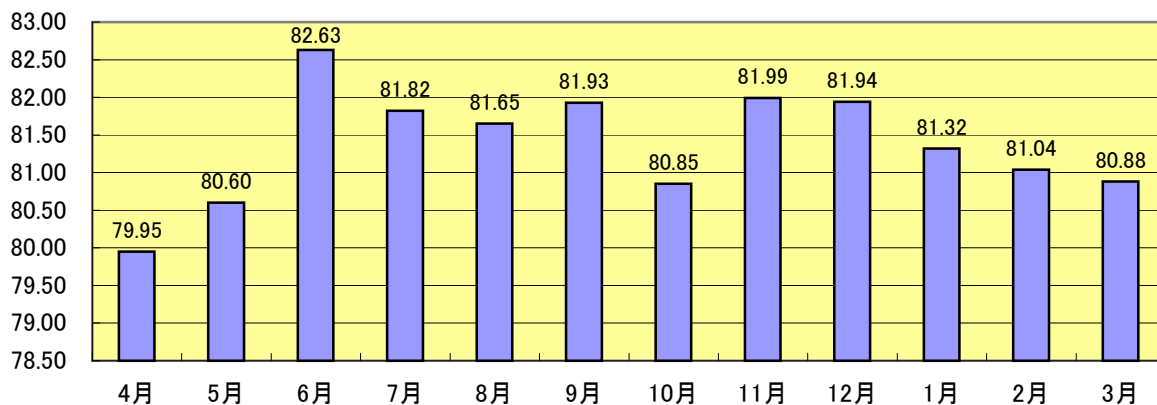
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	23,680	15,626	65.99	743	3.14	2,563	10.82	18,932	79.95
5月	23,793	15,864	66.68	722	3.03	2,590	10.89	19,176	80.60
6月	23,880	16,265	68.11	739	3.09	2,729	11.43	19,733	82.63
7月	24,057	16,286	67.70	731	3.04	2,666	11.08	19,683	81.82
8月	24,194	16,294	67.35	741	3.06	2,719	11.24	19,754	81.65
9月	24,262	16,411	67.64	742	3.06	2,726	11.24	19,879	81.93
10月	24,370	16,455	67.52	736	3.02	2,511	10.30	19,702	80.85
11月	24,412	16,577	67.91	741	3.04	2,697	11.05	20,015	81.99
12月	24,442	16,602	67.92	735	3.01	2,691	11.01	20,028	81.94
1月	24,458	16,458	67.29	737	3.01	2,695	11.02	19,890	81.32
2月	24,566	16,506	67.19	745	3.03	2,658	10.82	19,909	81.04
3月	24,654	16,596	67.32	732	2.97	2,611	10.59	19,939	80.88
年平均	—	—	67.39	—	3.04	—	10.96	—	81.38

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合





## 2 年別介護サービス利用者状況

### (1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度	—	—	5,020	16,177	12,382	7,562	6,309	5,353	52,803
13年度	—	—	5,588	23,572	17,377	9,183	7,525	5,902	69,147
14年度	—	—	7,546	31,627	21,681	11,179	8,567	6,558	87,158
15年度	—	—	11,804	40,887	22,539	13,741	10,213	7,425	106,609
16年度	—	—	16,682	47,394	23,101	16,320	11,942	8,534	123,973
17年度	—	—	21,207	51,314	25,583	17,945	12,780	8,693	137,522
18年度	8,129	7,769	10,040	43,673	27,666	20,055	12,942	9,123	139,397
19年度	14,786	20,373	28	28,735	32,371	22,867	14,103	9,837	143,100
20年度	16,225	28,759	17	16,860	35,562	24,507	14,300	9,334	145,564
21年度	17,317	28,228	10	21,760	35,745	24,287	15,349	10,112	152,808
22年度	18,695	28,361	7	26,741	38,352	23,864	15,084	11,595	162,699
23年度	23,650	29,795	11	30,540	39,901	22,622	14,182	12,122	172,823
24年度A	28,600	31,799	—	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
25年度B	31,648	35,710	—	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
前年度比B/A	133.8%	119.9%	—	118.6%	100.6%	102.9%	114.3%	105.0%	113.4%

### (2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度	10	6	1	724	1,211	1,615	1,334	543	5,444
19年度	16	41	0	680	1,175	1,723	1,531	796	5,962
20年度	5	50	0	597	1,574	2,208	1,588	850	6,872
21年度	0	30	0	721	1,747	2,333	1,613	1,118	7,562
22年度	0	45	0	958	1,801	2,417	1,780	1,341	8,342
23年度	0	27	0	1,072	1,896	2,544	1,678	1,340	8,557
24年度A	8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
25年度B	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
前年度比B/A	—	74.1%	—	147.2%	98.0%	96.8%	97.7%	93.8%	103.4%

### (3) 施設別介護サービス利用者数

- \* 利用月ベースで決算との対応はしない
- \* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している。
- \* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合 計
12年度	12,093	6,620	4,615	23,328
13年度	14,408	7,040	4,441	25,889
14年度	14,508	7,712	4,722	26,942
15年度	14,467	8,380	4,777	27,624
16年度	14,539	9,713	4,450	28,702
17年度	14,529	10,954	4,173	29,656
18年度	15,211	11,317	3,724	総数 30,107
19年度	15,455	11,978	3,982	総数 31,275
20年度	16,196	12,471	3,439	総数 31,946
21年度	15,842	12,745	2,334	総数 30,810
22年度	15,487	13,066	1,863	総数 30,319
23年度	15,206	12,823	1,664	総数 29,540
24年度A	16,019	12,565	1,552	総数 30,014
25年度B	18,110	12,491	1,362	総数 31,856
前年度比B/A	119.1%	97.4%	81.9%	107.8%

### 3 保険給付費審査年度別・月別支給額

#### (1) 平成12～17年度 年度別支給額

\* 決算に合致 (単位:円)

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリテーション	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリテーション	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
認知症対応型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,220,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

サービス種類	平成14年度合計		平成13年度合計		平成12年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355	27,301	1,278,591,898
訪問入浴介護	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557	3,156	113,380,401
訪問看護	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407	12,172	501,956,938
訪問リハビリテーション	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913	1,069	18,336,769
通所介護	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327	10,620	455,075,303
通所リハビリテーション	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142	12,547	842,177,123
福祉用具貸与	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606	6,701	80,035,914
訪問通所計	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307	73,566	3,289,554,346
短期入所生活介護	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032	3,799	257,531,445
短期入所療養介護	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624	765	52,213,924
短期入所計	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656	4,564	309,745,369
居宅療養管理指導	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650	11,954	82,062,529
認知症対応型	977	222,742,738	629	143,203,067	212	46,093,034
特定施設	596	99,982,419	483	78,579,352	233	34,875,703
居宅サービス計画費	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200	47,236	357,670,580
その他単品計	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269	59,635	520,701,846
福祉用具購入費	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109	1,029	27,293,181
住宅改修費	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389	717	67,625,453
施設サービス費	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841	22,439	7,001,640,360
介護老人福祉施設	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249	11,336	3,380,009,742
介護老人保健施設	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656	6,557	1,884,362,572
介護療養型医療施設	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936	4,546	1,737,268,046
うち食費(再掲)	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770	22,304	964,523,179
介護老人福祉施設	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770	11,239	514,622,160
介護老人保健施設	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770	6,550	248,892,814
介護療養型医療施設	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230	4,515	201,008,205
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831	154,525	15,412,315
高額介護サービス費	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619	8,737	66,955,256
合計	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021	325,212	11,298,928,126

(2) 平成25年度月別支給額及び18~24年度支給額

\* 決算に合致

Table with columns for '審査月・支出決定月' (Review Month/Expenditure Decision Month), '4月' (April), '5月' (May), '6月' (June), and '7月' (July). Each month has sub-columns for '件数' (Number of Cases) and '支給額' (Amount Paid). Rows list various services such as '居宅サービス' (Home Services), '訪問通所サービス' (Home Visitation/Outpatient Services), '訪問介護' (Home Care), '訪問入浴介護' (Home Bath Care), '訪問看護' (Home Nursing), '訪問リハビリテーション' (Home Rehabilitation), '通所介護' (Outpatient Care), '通所リハビリテーション' (Outpatient Rehabilitation), '福祉用具貸与' (Welfare Equipment Lending), '短期入所サービス' (Short-term Residential Services), '短期入所生活介護' (Short-term Residential Life Care), '短期入所療養介護' (Short-term Residential Nursing Care), '居宅療養管理指導' (Home Care Management Guidance), '特定施設入居者生活介護' (Specialized Facility Resident Life Care), '福祉用具購入' (Welfare Equipment Purchase), '住宅改修費' (Home Renovation Costs), '介護予防支援・居宅介護支援' (Nursing Prevention Support/Home Care Support), '地域密着型(介護予防)サービス' (Community-based (Nursing Prevention) Services), '施設サービス' (Facility Services), and '特定入所者介護(予防)サービス費' (Specialized Residential Care (Prevention) Service Fees). The final row is '合計' (Total).





	平成25年度合計A		平成24年度合計B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262	108.1%	107.8%
（介護給付）	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485	106.6%	107.1%
（予防給付）	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777	113.4%	113.4%
訪問通所サービス	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	107.6%	107.3%
（介護給付）	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044	105.8%	106.4%
（予防給付）	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449	113.2%	113.3%
訪問介護	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	103.9%	105.9%
（介護給付）	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849	103.4%	105.9%
（予防給付）	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599	104.7%	105.7%
訪問入浴介護	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	97.3%	96.1%
（介護給付）	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311	97.0%	95.9%
（予防給付）	28	1,142,464	19	851,181	147.4%	134.2%
訪問看護	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	109.0%	108.3%
（介護給付）	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683	108.2%	107.2%
（予防給付）	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730	115.4%	121.3%
訪問リハビリテーション	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	114.4%	120.3%
（介護給付）	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540	113.8%	119.4%
（予防給付）	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989	117.9%	125.8%
通所介護	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	111.7%	110.4%
（介護給付）	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203	108.9%	109.0%
（予防給付）	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748	119.5%	118.7%
通所リハビリテーション	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	104.7%	101.2%
（介護給付）	15,076	1,156,683,001	14,889	1,165,449,384	101.3%	99.2%
（予防給付）	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392	121.6%	118.2%
福祉用具貸与	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884	108.5%	107.2%
（介護給付）	80,756	1,057,564,848	76,576	998,310,074	105.5%	105.9%
（予防給付）	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810	122.6%	118.9%
短期入所サービス（小計）	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	109.3%	118.6%
（介護給付）	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102	108.7%	118.2%
（予防給付）	306	11,134,815	194	5,747,467	157.7%	193.7%
短期入所生活介護	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750	115.4%	124.1%
（介護給付）	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019	114.5%	123.6%
（予防給付）	295	10,788,045	167	4,721,731	176.6%	228.5%
短期入所療養介護	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	74.5%	81.8%
（介護給付・老健）	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083	75.0%	82.2%
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	-	-
（予防給付・老健）	11	346,770	27	1,025,736	40.7%	33.8%
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	111.8%	110.4%
（介護給付）	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880	111.6%	110.3%
（予防給付）	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298	114.4%	112.2%
特定施設入居者生活介護	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	103.7%	101.9%
（介護給付）	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459	101.2%	100.9%
（予防給付）	1,103	96,272,262	951	85,686,563	116.0%	112.4%
福祉用具購入	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	103.8%	102.1%
（介護給付）	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456	100.4%	99.2%
（予防給付）	700	18,832,389	625	17,062,031	112.0%	110.4%
住宅改修費	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	96.6%	100.0%
（介護給付）	997	90,307,990	1,074	92,995,587	92.8%	97.1%
（予防給付）	798	77,202,223	784	74,503,646	101.8%	103.6%
介護予防支援・居宅介護支援	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	108.7%	106.3%
（居宅介護支援）	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653	107.1%	105.5%
（介護予防支援）	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874	111.5%	111.2%
地域密着型（介護予防）サービス	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007	99.6%	101.5%
（介護給付）	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055	99.5%	101.3%
（予防給付）	51	4,527,942	39	2,065,952	130.8%	219.2%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	32	3,280,974	0	0	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614	94.6%	96.7%
（介護給付）	2,724	286,249,373	2,870	295,649,170	94.9%	96.8%
（予防給付）	5	128,017	16	563,444	31.3%	22.7%
小規模多機能型居宅介護	839	163,500,055	812	161,366,175	103.3%	101.3%
（介護給付）	803	161,456,186	789	159,863,667	101.8%	101.0%
（予防給付）	36	2,043,869	23	1,502,508	156.5%	136.0%
認知症対応型共同生活介護	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296	101.5%	102.7%
（介護給付）	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296	101.3%	102.5%
（予防給付）	10	2,356,056	0	0	-	-
地域密着型特定施設	344	70,159,104	342	69,405,343	100.6%	101.1%
地域密着型介護老人福祉施設	524	133,852,814	528	134,314,579	99.2%	99.7%
複合型サービス	0	0	0	0	-	-
施設サービス	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	103.2%	102.9%
介護老人福祉施設	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	107.6%	108.0%
介護老人保健施設	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	99.6%	99.2%
介護療養型医療施設	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	87.3%	89.2%
特定入所者介護（予防）サービス費	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	107.9%	109.9%
（介護給付）	33,665	1,053,993,896	31,266	960,083,274	107.7%	109.8%
（予防給付）	187	1,873,905	93	599,200	201.1%	312.7%
計	702,219	31,512,741,697	651,132	29,727,476,632	107.8%	106.0%
（介護給付）	535,473	28,901,777,336	503,087	27,416,751,152	106.4%	105.4%
（予防給付）	166,746	2,610,964,361	148,045	2,310,725,480	112.6%	113.0%
高額介護（予防）サービス費	63,525	635,758,585	58,351	591,057,589	108.9%	107.6%
高額医療合算介護（予防）サービス費	3,032	95,149,332	4,206	129,768,212	72.1%	73.3%
審査支払手数料	660,389	29,717,505	614,925	30,746,250	107.4%	96.7%
合計	1,429,165	32,273,367,119	1,328,614	30,479,048,683	107.6%	105.9%

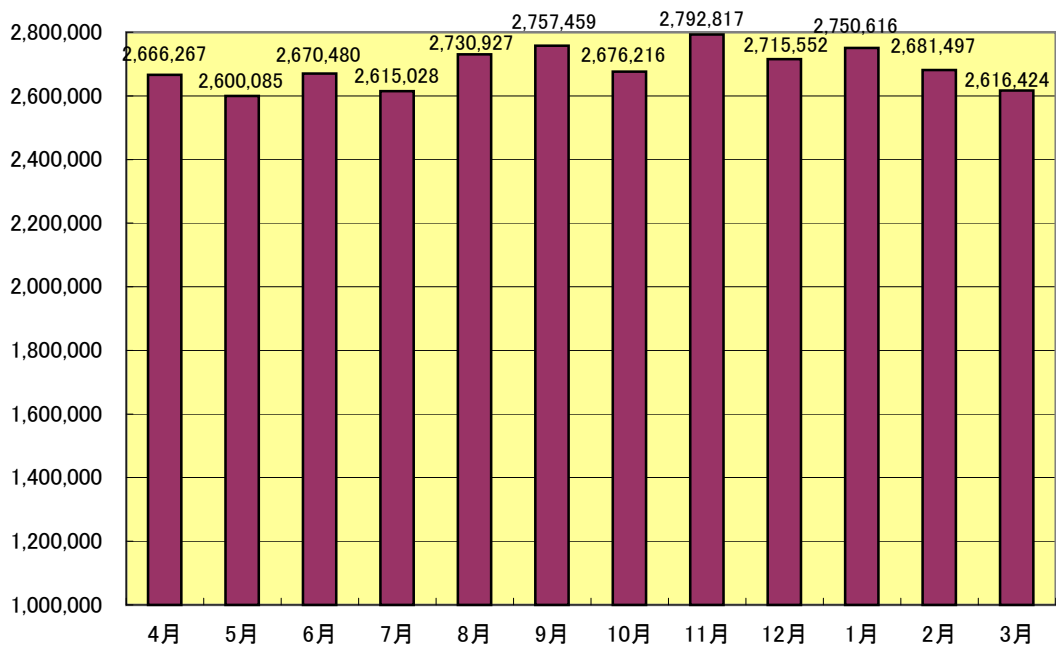




	平成19年度合計		平成18年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額
<b>居宅サービス</b>	296,431	12,537,293,413	287,879	11,978,571,466
(介護給付)	254,615	11,579,606,445	268,578	11,571,435,840
(予防給付)	41,816	957,686,968	19,301	407,135,626
<b>訪問通所サービス</b>	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459
(介護給付)	216,757	9,903,067,367	232,712	10,088,901,711
(予防給付)	39,692	872,707,502	18,650	383,614,748
<b>訪問介護</b>	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398
(介護給付)	75,107	4,347,239,132	86,392	4,599,143,873
(予防給付)	25,388	488,625,064	12,020	225,318,525
<b>訪問入浴介護</b>	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081
(介護給付)	3,581	188,848,651	3,528	188,189,456
(予防給付)	1	16,292	2	59,625
<b>訪問看護</b>	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472
(介護給付)	19,238	764,985,720	18,757	781,806,430
(予防給付)	1,194	28,735,726	529	13,480,042
<b>訪問リハビリテーション</b>	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681
(介護給付)	3,549	73,469,146	2,708	50,000,723
(予防給付)	243	5,042,614	81	1,482,958
<b>通所介護</b>	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124
(介護給付)	41,319	2,786,054,142	42,019	2,660,393,973
(予防給付)	7,385	262,358,960	2,946	96,186,151
<b>通所リハビリテーション</b>	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139
(介護給付)	13,830	1,012,370,917	15,148	1,050,736,769
(予防給付)	1,492	61,938,128	651	24,889,370
<b>福祉用具貸与</b>	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564
(介護給付)	60,133	730,099,659	64,160	758,630,487
(予防給付)	3,989	25,990,718	2,421	22,198,077
<b>短期入所サービス(小計)</b>	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174
(介護給付)	10,710	771,002,290	10,172	732,672,897
(予防給付)	136	4,026,648	51	1,339,277
<b>短期入所生活介護</b>	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530
(介護給付)	8,269	598,164,958	7,527	547,526,791
(予防給付)	88	2,676,416	41	1,034,739
<b>短期入所療養介護</b>	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644
(介護給付・老健)	2,438	172,531,565	2,635	184,145,979
(介護給付・病院等)	3	305,767	10	1,000,127
(予防給付・老健)	48	1,350,232	10	304,538
(予防給付・病院等)	0	0	0	0
<b>居宅療養管理指導</b>	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039
(介護給付)	23,082	178,829,540	22,425	173,619,539
(予防給付)	1,289	10,388,160	402	2,938,500
<b>特定施設入居者生活介護</b>	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794
(介護給付)	4,066	726,707,248	3,269	576,241,693
(予防給付)	699	70,564,658	198	19,243,101
<b>福祉用具購入</b>	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040
(介護給付)	1,663	47,311,511	1,696	46,152,891
(予防給付)	420	10,748,305	194	5,416,149
<b>住宅改修費</b>	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481
(介護給付)	1,014	91,526,167	1,283	116,837,194
(予防給付)	373	36,679,333	238	25,783,287
<b>介護予防支援・居宅介護支援</b>	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047
(居宅介護支援)	103,133	1,211,580,135	120,236	1,327,198,738
(介護予防支援)	30,937	136,549,259	14,801	77,151,309
<b>地域密着型(介護予防)サービス</b>	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226
(介護給付)	6,016	980,955,935	5,324	890,314,505
(予防給付)	55	1,331,479	16	358,721
定期巡回・随時対応訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護	4	94,176	0	0
認知症対応型通所介護	3,312	316,726,567	2,720	246,490,945
(介護給付)	3,257	315,395,088	2,704	246,132,224
(予防給付)	55	1,331,479	16	358,721
小規模多機能型居宅介護	262	52,105,908	22	3,779,902
(介護給付)	262	52,105,908	22	3,779,902
(予防給付)	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	2,475	610,700,544	2,598	640,402,379
(介護給付)	2,475	610,700,544	2,598	640,402,379
(予防給付)	0	0	0	0
地域密着型特定施設	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	18	2,660,219	0	0
複合型サービス				
<b>施設サービス</b>	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411
介護老人福祉施設	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,463
介護老人保健施設	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965
介護療養型医療施設	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983
<b>特定入所者介護(予防)サービス費</b>	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240
(介護給付)	26,236	775,198,870	25,454	732,215,560
(予防給付)	69	513,970	33	188,680
<b>計</b>	497,938	24,185,176,602	488,394	23,222,058,911
(介護給付)	424,268	23,041,667,288	453,811	22,706,025,139
(予防給付)	73,670	1,143,509,314	34,583	516,033,772
<b>高額介護(予防)サービス費</b>	44,038	440,341,913	43,404	424,655,226
<b>高額医療合算介護(予防)サービス費</b>				
<b>審査支払手数料</b>	464,328	39,235,709	452,728	40,632,328
<b>合計</b>	1,006,304	24,664,754,224	984,526	23,687,346,465

(単位:千円)

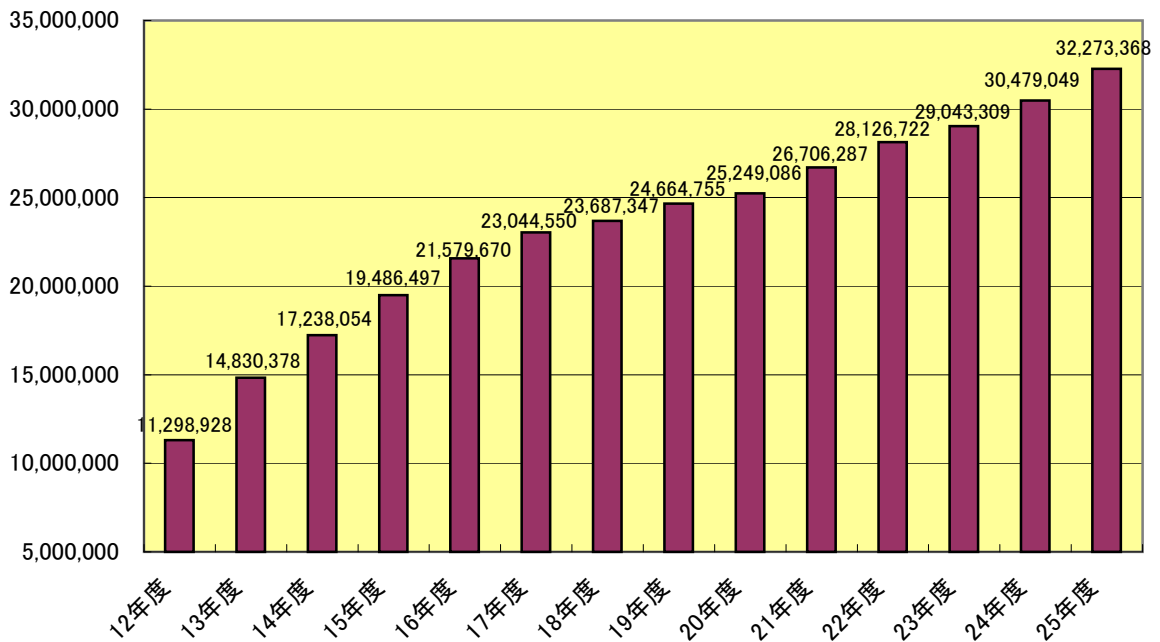
保険給付費 月別推移



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



#### 4 高額介護(予防)サービス費支給状況

		世帯合算	その他	合計
ア 利用者負担第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	2	14,812	14,814
	支給額(円)	18,869	135,097,841	135,116,710
イ 利用者負担第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,518	32,521	34,039
	支給額(円)	15,930,761	395,755,458	411,686,219
ウ 利用者負担第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,549	8,389	9,938
	支給額(円)	11,979,234	53,391,468	65,370,702
エ 利用者負担第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	3,245	1,488	4,733
	支給額(円)	18,432,241	5,152,713	23,584,954
合計	件数(件)	6,314	57,210	63,524
	支給額(円)	46,361,105	589,397,480	635,758,585

#### 5 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者	その他医療保険加入者	合計
件数(件)	78	2,954	0	3,032
支給額(円)	2,303,754	92,845,578	0	95,149,332

#### 6 減免認定状況(平成26年3月31日現在)

##### (1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型サービス	その他	合計
利用者負担第3段階	248	220	22	11	703	1,204
利用者負担第2段階	718	596	47	27	1,550	2,938
利用者負担第1段階	105	132	19	0	353	609

##### (2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

利用者負担	
減額	10
免除	0

##### (3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

特定標準負担	
利用者負担第3段階	5
利用者負担第2段階	28
利用者負担第1段階	1
対象外	5

(単位:件)

利用者負担	
減額(本人負担 3%~10%)	28
免除(本人負担 0%)	11

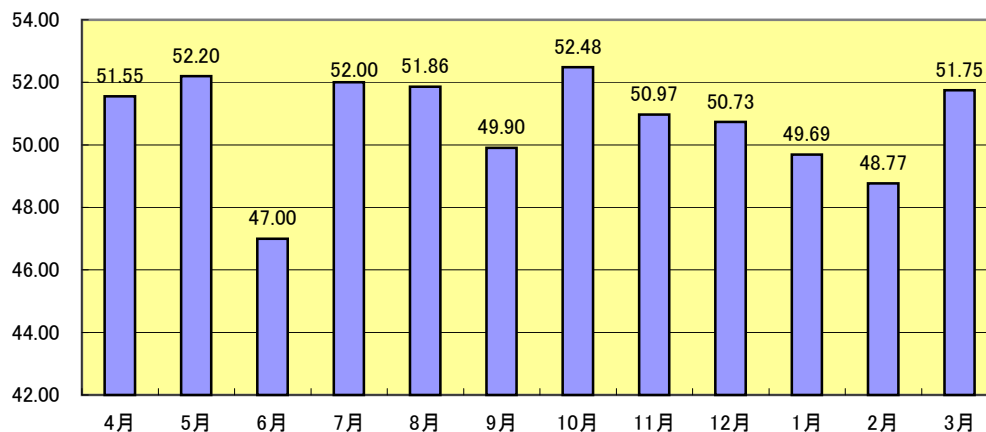
## 7 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	4,970	2,583	5,474,527	42.64	2,599	5,612,227	43.45	2,632	4,761,834	36.40
要支援2	10,400	2,816	12,036,289	41.10	2,873	12,517,879	41.89	2,904	10,942,270	36.23
要介護1	16,580	2,830	20,434,155	43.55	2,898	21,054,293	43.82	2,981	18,924,280	38.29
要介護2	19,480	3,272	33,008,089	51.79	3,315	33,850,983	52.42	3,387	32,757,263	49.65
要介護3	26,750	1,873	26,047,342	51.99	1,914	27,765,952	54.23	1,965	25,781,558	49.05
要介護4	30,600	1,255	22,669,382	59.03	1,270	23,229,668	59.77	1,346	20,961,500	50.89
要介護5	35,830	997	23,116,360	64.71	995	22,726,288	63.75	1,050	22,199,334	59.01
計(平均)	-	15,626	142,786,144	51.55	15,864	146,757,290	52.20	16,265	136,328,039	47.00

	支給限度額 (単位)	11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	4,970	2,662	5,753,431	43.49	2,673	5,685,673	42.80	2,644	5,685,953	43.27
要支援2	10,400	3,017	13,105,418	41.77	3,045	12,968,921	40.95	3,049	12,978,823	40.93
要介護1	16,580	3,100	21,745,661	42.31	3,082	21,687,849	42.44	3,054	20,909,433	41.29
要介護2	19,480	3,369	34,134,009	52.01	3,367	34,122,639	52.02	3,311	32,909,954	51.02
要介護3	26,750	1,957	27,353,072	52.25	1,961	27,262,808	51.97	1,959	26,130,614	49.86
要介護4	30,600	1,381	24,254,935	57.40	1,370	24,399,770	58.20	1,373	23,586,367	56.14
要介護5	35,830	1,091	24,178,086	61.85	1,104	23,806,681	60.18	1,068	23,230,889	60.71
計(平均)	-	16,577	150,524,612	50.97	16,602	149,934,341	50.73	16,458	145,432,033	49.69

(単位: %)

サービス利用率月別推移



\*利用月ベース (単位:利用者数(人))

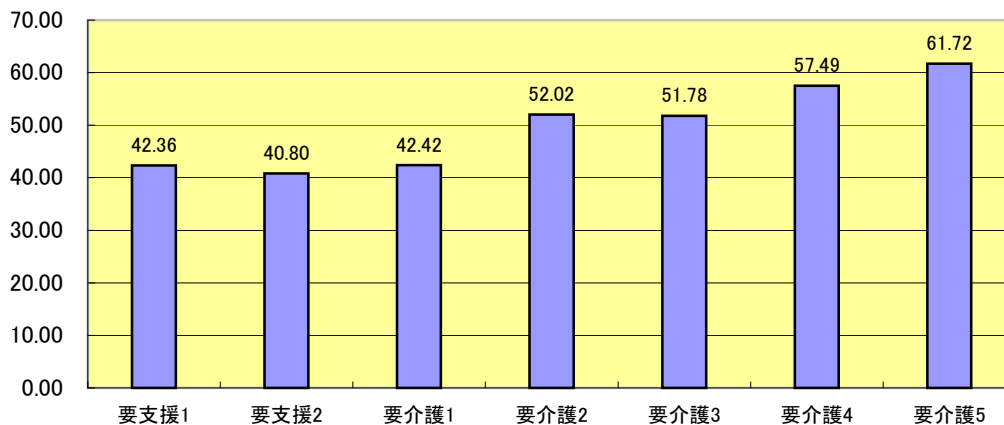
7月			8月			9月			10月		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
2,662	5,206,203	39.35	2,622	5,629,989	43.20	2,648	5,692,619	43.26	2,636	5,663,263	43.23
2,927	12,708,093	41.75	2,948	12,706,197	41.44	2,968	12,581,311	40.76	2,994	12,805,942	41.13
3,017	22,427,182	44.83	3,020	21,679,719	43.30	3,071	21,133,675	41.51	3,088	22,497,105	43.94
3,348	34,651,797	53.13	3,335	34,686,311	53.39	3,358	33,506,488	51.22	3,350	35,279,647	54.06
1,953	27,654,124	52.93	1,927	27,073,846	52.52	1,929	26,308,599	50.98	1,939	27,892,940	53.78
1,345	24,278,572	58.99	1,373	24,811,589	59.06	1,363	23,381,934	56.06	1,368	25,244,789	60.31
1,034	23,551,749	63.57	1,069	24,111,835	62.95	1,074	23,170,971	60.21	1,080	24,449,146	63.18
16,286	150,477,720	52.00	16,294	150,699,486	51.86	16,411	145,775,597	49.90	16,455	153,832,832	52.48

2月			3月			年平均		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
2,643	5,749,513	43.77	2,644	5,704,357	43.41	2,637	5,551,632	42.36
3,065	12,976,618	40.71	3,104	13,200,933	40.89	2,976	12,627,391	40.80
3,044	20,300,299	40.22	3,036	21,916,211	43.54	3,018	21,225,822	42.42
3,344	32,714,782	50.22	3,386	35,128,719	53.26	3,345	33,895,890	52.02
1,959	25,510,602	48.68	1,949	27,670,702	53.07	1,940	26,871,013	51.78
1,376	23,240,101	55.19	1,385	24,925,484	58.81	1,350	23,748,674	57.49
1,075	22,717,308	58.98	1,092	24,308,016	62.13	1,061	23,463,889	61.72
16,506	143,209,223	48.77	16,596	152,854,422	51.75	16,328	147,384,312	50.74

年間累計	
利用者数	単位数
31,648	66,619,589
35,710	151,528,694
36,221	254,709,862
40,142	406,750,681
23,285	322,452,159
16,205	284,984,091
12,729	281,566,663
195,940	1,768,611,739

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



## 8 一般施策

### (1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	25年度	24年度	23年度
支給件数	6	4	6
支給額(円)	319,849	133,745	104,170

### (2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置  
対象者なし

障害者自立支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

# VI 地域支援事業





# 1 介護予防事業

## (1) 高齢者二次予防事業施策

生活機能が低下しつつある高齢者(二次予防事業対象者)を把握し、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上のために介護予防教室を実施する。

### ① 二次予防事業対象者の状況(H26.3.31)

(単位:人)

【男女合計】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	25年度合計	24年度合計	23年度合計
人口	33,449	30,375	24,036	16,199	13,719	117,778	84,983	109,240
年間発生数	54	117	163	95	44	473	863	679
【男性】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	25年度合計	24年度合計	23年度合計
人口	16,024	14,128	10,500	6,251	3,786	50,689	39,229	46,784
年間発生数	19	45	56	39	11	170	368	278
【女性】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	25年度合計	24年度合計	23年度合計
人口	17,425	16,247	13,536	9,948	9,933	67,089	45,754	62,456
年間発生数	35	72	107	56	33	303	495	401

※国の要綱改正により、23年度から基本チェックリストで生活機能低下が見られて、医療機関等を受診した結果、介護予防教室参加可と判定された者を対象者として決定する方法に変更している。

### ② 把握経路別の二次予防事業対象者数

(単位:人)

	男性	女性	25年度合計	男性	女性	24年度合計	23年度合計
二次予防事業対象者の年間発生数	170	303	473	368	495	863	679
把握経路	本人・家族からの相談	0	0	0	0	0	0
	基本健康診査(生活機能評価)	169	300	469	368	495	677
	医療機関からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	民生委員からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	地域住民からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	要介護認定非該当者	1	3	4	0	0	2
	訪問活動による実態把握	0	0	0	0	0	0
	高齢者実態把握調査	0	0	0	0	0	0
	要支援・要介護者からの移行	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0

### ③ 高齢者二次予防事業

(単位:人)

ア 二次予防事業把握事業		25年度	24年度	23年度
基本チェックリスト・生活機能評価受診者	個別健診	414	755	583
	集団健診	-	-	-
	保健所	78	152	136
	合計	492	907	719

(単位:回数(回)、人数(人))

イ 二次予防事業介護予防教室		25年度	24年度	23年度
運動器の機能向上	開催回数	847	895	838
	延べ参加者数	2,726	3,681	2,197
栄養改善	開催回数	208	220	176
	延べ参加者数	1,286	1,813	1,112
口腔機能の向上	開催回数	213	217	176
	延べ参加者数	1,312	1,833	1,029

## (2)一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

### ①いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。  
(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

#### ア 申込者数

##### (ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,213	44.4%
女	4,027	55.6%
合計	7,240	100.0%

##### (イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	累計
男	176	149	98	120	173	224	219	348	520	2,027
女	191	170	156	142	229	304	261	387	593	2,433
合計	367	319	254	262	402	528	480	735	1,113	4,460

##### (ウ) 月別内訳(平成25年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	7	8	34	15	4	23	20	8	15	19	12	11	176
女	6	7	26	20	7	31	23	14	10	13	23	11	191
合計	13	15	60	35	11	54	43	22	25	32	35	22	367

##### (エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	132	191	323	4.5%
80~89歳	1,018	1,188	2,206	30.5%
70~79歳	1,831	2,353	4,184	57.8%
65~69歳	232	295	527	7.3%
合計	3,213	4,027	7,240	100.0%
構成比	44.4%	55.6%	100.0%	-

#### イ 達成者数

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		達成者数	構成比	達成者数	構成比		
100万歩 達成者 (記念品: 帽子)	90歳以上	7	0.2%	1	0.2%	8	0.2%
	80~89歳	88	5.6%	122	5.6%	210	5.6%
	70~79歳	893	44.0%	745	44.0%	1,638	44.0%
	65~69歳	917	50.2%	951	50.2%	1,868	50.2%
	合計	1,905	51.2%	1,819	48.8%	3,724	100.0%
構成比	51.2%	48.8%	100.0%	-	-	-	

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		達成者数	構成比	達成者数	構成比		
200万歩 達成者 (記念品: ウインドブ レーカー)	90歳以上	8	0.3%	1	0.3%	9	0.3%
	80~89歳	87	5.9%	86	5.9%	173	5.9%
	70~79歳	759	46.1%	603	46.1%	1,362	46.1%
	65~69歳	712	47.8%	701	47.8%	1,413	47.8%
	合計	1,566	53.0%	1,391	47.0%	2,957	100.0%
構成比	53.0%	47.0%	100.0%	-	-	-	

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		達成者数	構成比	達成者数	構成比		
500万歩 達成者 (記念品: ウエスト ポーチ)	90歳以上	5	0.4%	2	0.4%	7	0.4%
	80~89歳	68	6.6%	48	6.6%	116	6.6%
	70~79歳	551	54.5%	403	54.5%	954	54.5%
	65~69歳	364	38.5%	309	38.5%	673	38.5%
	合計	988	56.5%	762	43.5%	1,750	100.0%
構成比	56.5%	43.5%	100.0%	-	-	-	

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		達成者数	構成比	達成者数	構成比		
1000万歩 達成者 (記念品: リュック サック)	90歳以上	4	0.5%	1	0.5%	5	0.5%
	80~89歳	74	10.5%	42	10.5%	116	10.5%
	70~79歳	416	66.2%	317	66.2%	733	66.2%
	65~69歳	155	22.9%	98	22.9%	253	22.9%
	合計	649	58.6%	458	41.4%	1,107	100.0%
構成比	58.6%	41.4%	100.0%	-	-	-	

(年齢は達成時)

② 高齢者食生活改善事業

市内各地域で健康づくり推進員が中心となって、  
介護予防・健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活改善を支援する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		25年度	24年度	23年度
健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修	開催回数	18	18	17
	延参加者数	438	436	440
介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発する講習会	開催回数	32	35	34
	延参加者数	579	699	633

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		25年度	24年度	23年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	1月	1月	12月

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

### (2) 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、介護予防事業等を効率的に実施されるよう状況に応じて必要な援助を行う。

#### 介護予防ケアプランの作成数(二次予防事業対象者対象) (単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
作成数	1	1	2	0	0	1

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
作成数	16	29	2	0	0	1	53

### (3) 総合相談支援、権利擁護業務

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

#### 相談件数等 (単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	959	519	2,045	1,103	1,541	1,998
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	26	109	130	44	136	77
高齢者虐待に関すること	195	87	135	105	50	464
合 計	1,180	715	2,310	1,252	1,727	2,539

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,257	1,543	1,014	1,145	2,204	1,200	16,528
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	192	118	254	208	118	251	1,663
高齢者虐待に関すること	79	93	163	208	104	104	1,787
合 計	1,528	1,754	1,431	1,561	2,426	1,555	19,978

#### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

##### ① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険外の関わりも含め包括的・継続的ケアを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行なった。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所)、病院等関係機関と連携
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 地域ケア会議等、介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

##### ② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行なった。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・慣習の実施や様々な機関が行う研修の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

### 3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

#### (1) 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置、認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、介護支援専門員等に対する情報提供や技術支援を行う。

(単位:回数(回)、人数(人))

			25年度	24年度	23年度
講演会等	認知症啓発講演会・技術支援講演会・家族のための「認知症」基礎講座	開催回数	14	9	8
		延べ参加者数	247	254	136

#### (2) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	25年度	24年度	23年度
人数	2	2	4

#### (3) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	2,397	2,617	5,014
水堂※	270	9	(福)長生福祉会	2,409	176,857	179,266
金楽寺※	32	1	(福)きらくえん	2,560	6,388	8,948
西長洲北	30	1	(福)きらくえん	1,303	7,433	8,736
今福	30	1	(福)きらくえん	4,517	15,201	19,718
築地北	30	1	(福)ほがらか会	3,160	6,928	10,088
道意	30	1	(福)サンシャイン	1,022	6,778	7,800
潮江	60	2	(福)きらくえん	2,338	8,312	10,650
久々知	22	1	(福)阪神共同福祉会	842	4,979	5,821
合計	534	18		20,548	235,493	256,041

#### (4) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

要介護認定を受けている65歳以上の在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,350円を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	25年度	24年度	23年度
人数	22	24	24

(5) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	25年度	24年度	23年度
年度末入居者数	16	16	16

(6) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	25年度	24年度	23年度
延べ利用者数	1,850	1,919	2,096
配食総数	26,568	27,001	32,076

(7) 住宅改造相談事業

介護保険第1号被保険者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	25年度	24年度	23年度
相談件数	87	72	81

(8) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

(単位:件)

年度	25年度	24年度	23年度
支給件数	2,423	2,504	2,571
支給額(円)	11,646,028	11,981,605	12,229,757

(9) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	25年度	24年度	23年度
支給件数	97	80	100
支給額	194,000	160,000	200,000

(10) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 12人(平成26年3月31日現在)

イ 派遣先

介護老人福祉施設 18施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 17施設 (平成26年3月31日現在)

(単位:件)

	活動件数	活動内容						各年度末	
	合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先
22年度	25,892	10,655	14,950	286	0	0	1	10人	34箇所
23年度	26,531	11,412	14,560	559	0	0	0	12人	39箇所
24年度	25,928	12,089	13,278	561	0	0	0	11人	38箇所
25年度	28,045	11,106	16,211	728	0	0	0	12人	40箇所

(11) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。

平成19年度より地域支援事業で実施。

(単位:件)

項目	説明	単位	25年度	24年度	23年度
給付費通知の発送	利用実績に係る給付費の通知を発送(年1回)	通知件数	18,371	17,317	16,300
ケアプランチェック	適正なケアプランが作成されているか点検する	点検件数	1,019	915	1,131
縦覧点検	請求内容が適正かどうか点検する	点検件数	71	114	38
医療情報との突合	医療保険と介護保険を突合して点検する	点検件数	71	120	107

※ケアプランチェックには認知症加算点検件数を含む

(12) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要十分な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

	25年度合計	24年度合計	23年度合計	(単位:件)
申立件数	24	17	16	
助成件数	11	21	13	

※24年度までの助成件数には、市が申し立て本人負担を求めないケースを含む



(13) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、また入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

	25年度	24年度	23年度	
発生件数	6	8	7	(単位:件)
保護延日数	87	86	60	(単位:日)

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行



# VII その他



## 1 広報活動

### (1) パンフレットの作成・配布 【平成25年4月～平成26年3月】

- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

### (2) 保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、平成25年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

### (3) 介護保険だよりの発行 【平成25年6月、平成26年1月発行】

平成25年6月	平成26年1月
229,000部発行配布	229,000部発行配布
市内一円戸別配布 223,500部	市内一円戸別配布 223,500部
公共施設窓口設置 5,500部	公共施設窓口設置 5,500部

- ・ 点字版・カセットテープ版の作成・配付  
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

### (4) 市報あまがさきへの掲載

- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
- ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について

### (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	9	202
その他講座等	3	125
合 計	12	327

### (6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

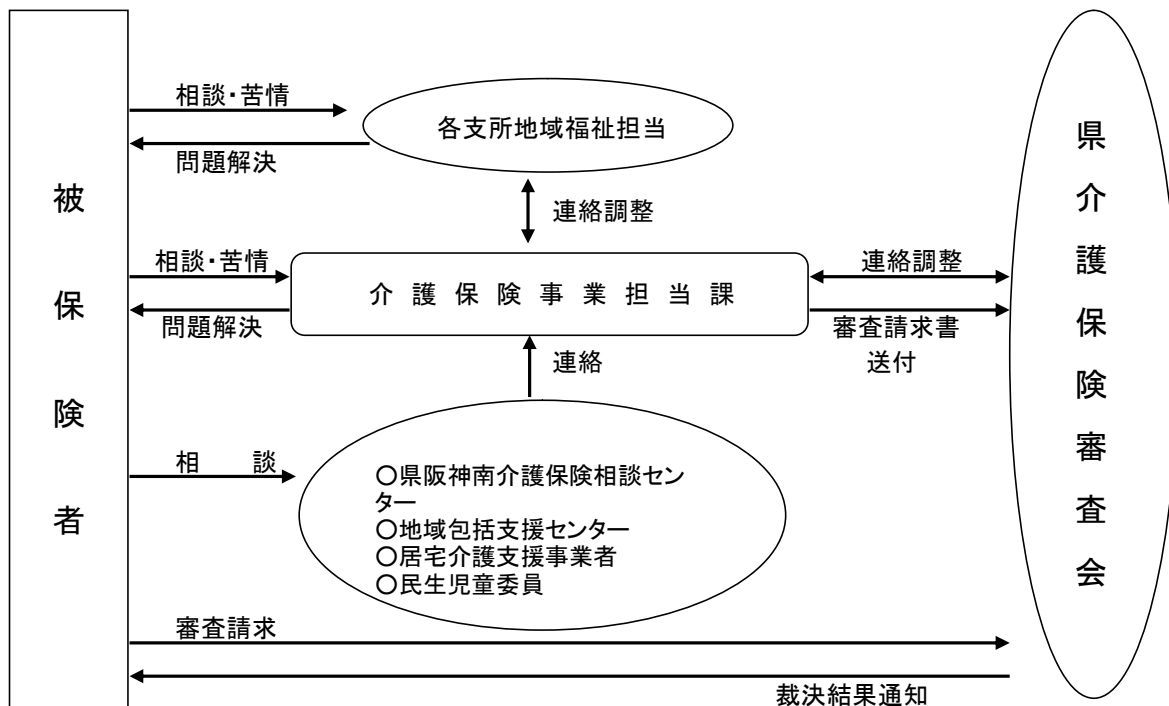
## 2 苦情相談件数

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	4
介護サービスやケアプランに関するもの	144
保険料に関するもの	2
その他(制度の内容など)	23
合 計	173

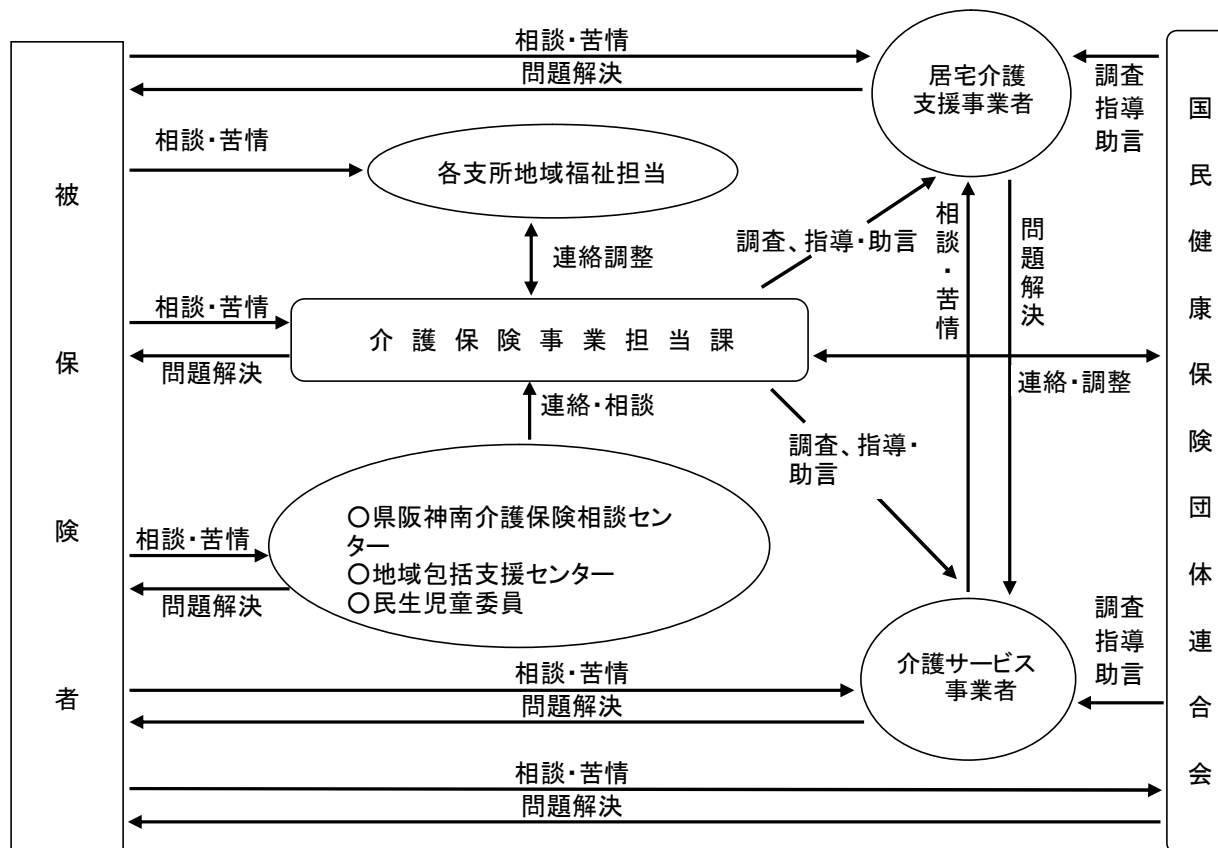
※対応困難事例のみ

### 3 相談・苦情への対応

#### (1) 要介護認定、保険料徴収について



#### (2) サービスの利用について



#### 4 尼崎市内 介護保険事業者数(平成26年3月31日現在)

##### (1)介護保険事業者数

(単位:事業所)

サービス種類	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
居宅介護支援	37	36	29	47	36	34	219
訪問介護	45	52	41	71	46	50	305
訪問入浴介護	0	1	1	1	1	4	8
訪問看護	5	9	5	5	10	9	43
訪問リハビリテーション	1	1	0	0	0	1	3
居宅療養管理指導	0	1	0	2	2	2	7
通所介護	20	30	31	46	25	22	174
通所リハビリテーション	6	3	3	3	1	3	19
短期入所生活介護	1	7	2	2	3	8	23
短期入所療養介護	4	1	1	4	1	2	13
特定施設入居者生活介護	1	2	0	0	1	2	6
福祉用具貸与	8	3	4	13	5	8	41
特定福祉用具販売	6	3	3	13	5	8	38
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	0	0	0	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	6	1	3	1	3	15
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	0	0	1	4
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	2	4	4	5	3	4	22
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	0	0	0	1
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	2	2
介護老人福祉施設	1	5	2	3	3	5	19
介護老人保健施設	4	1	1	3	1	2	12
介護療養型医療施設	0	0	1	1	0	0	2
合 計	143	167	131	222	144	170	977

※医療法人のみなし指定は除く。

## (2)市内の介護保険施設(平成26年3月31日現在)

## ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	4868-2533	55
2	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	6483-5510	105
3	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	6488-9287	50
4	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	6495-4750	60
5	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	4868-3966	100
6	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	6482-4111	100
7	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	6412-6676	54
8	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	6412-1669	100
9	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	4961-6200	55
10	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	4961-6202	30
11	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	6428-7111	85
12	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	6436-8333	70
13	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	6438-3911	60
14	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	6433-7091	54
15	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	6498-0228	40
16	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	6494-1248	105
17	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	6494-1250	50
18	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	6493-3731	50
19	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	6493-8300	55

## ② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	6498-1511	15
2	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	6499-1156	29

## ③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	4868-0823	50
2	中央	介護老人保健施設おおくま	昭和通2丁目12-8	6487-3900	100
3	中央	医療法人中央会(社団)介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	6481-8010	96
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	4868-3800	100
5	小田	医療法人中央会ローランド	潮江2丁目1-10	6499-8500	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	6417-0700	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	4961-8300	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花老人保健施設	立花町4丁目4-23	6436-3238	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	6432-0032	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	4962-5920	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	6491-3911	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	6494-0015	150

## ④ 介護療養型医療施設(療養病床等)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	大庄	青木診療所	大庄北4丁目12-10	6417-5921	8
2	立花	医療法人尼崎厚生会立花病院	立花町4丁目3-18	6438-3761	60

## ⑤ 特定施設入居者生活介護事業所

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	6489-3700	100
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	6489-1501	146
3	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	6493-0521	182
4	武庫	アミーユ武庫之荘	常松1丁目22-3	6431-2194	48
5	園田	アミーユ尼崎田能	田能5丁目1-28	6495-2724	45
6	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	6492-2370	50



## 5 尼崎市地域包括支援センター運営協議会

(1)設置年月日 平成18年4月1日

### (2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を設置する。

なお、平成26年4月1日からは、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会(地域包括支援センター運営部会)として位置付けている。

### (3)組織

- ・委員数 20人以内 (平成26年3月31日現在 15人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
  - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
  - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
  - ③ 地域における福祉関係者
  - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
  - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

### (4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

### (5)平成25年度開催回数

3回(平成25年8月19日、平成26年1月13日、3月10日)

### (6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

## 6 尼崎市地域密着型サービス運営委員会

(1)設置年月日 平成18年4月1日

### (2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

なお、平成26年4月1日からは、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会(地域密着型サービス運営部会)として位置付けている。

### (3)組織

委員会の委員は、尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱において、尼崎市地域包括支援センター運営協議会委員のうち臨時委員を除いた委員をもって充てることとしている。

### (4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

### (5)平成25年度開催回数

2回(平成25年8月19日、平成26年1月13日)

## 7 尼崎居宅介護支援事業連絡会

### (1) 設立

平成12年2月3日

### (2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

### (3) 会員数

155事業者(平成26年3月31日現在)

### (4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成25年 6月	総会	事業計画、予算審議
	全体研修会	講演 「在宅療養や認知症の事例から考える」 講師 尼崎医療生活協同組合東尼崎診療所所長 小川 智医師
平成25年 7月	全体研修会	【精神疾患シリーズ第1回目】 講演 「精神疾患の基礎知識」 講師 有馬高原病院 精神科指導医 武田 一寿 氏
平成25年10月	事業者管理者向け研修会	講演 「長く就労を続けるための人事管理のあり方について」 講師 嵐山寮特別養護老人ホームうたの施設長 高齢サポート嵐山センター長 真辺 一範 氏
平成25年11月	全体研修会	【精神疾患シリーズ第2回目】 講演 「精神疾患の基礎知識Ⅱ」～症例から学ぶ～ 講師 有馬高原病院 精神科指導医 武田 一寿 氏
平成25年12月	意見交換会 名刺交換会	意見交換会・名刺交換会の開催
平成26年 2月	全体研修会	講義 「これから介護保険はどうなるのか～要支援者への対応を含めて～」 講師 桜美林大学大学院 老年学研究科 教授 白澤 政和 氏
平成26年 3月	資料	推薦図書「主治医VSケアマネ」 宮本 尚著

その他

<幹事会(役員会)の開催>  
6回



## *VIII* 財政・条例等



1 財政

(1) 平成25年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)

(歳入)			(単位:円)	(歳出)			(単位:円)
款	項	目	金額	款	項	目	金額
04	介護保険料		6,952,963,356	05	総務費		630,344,963
	05	介護保険料	6,952,963,356		05	総務管理費	630,344,963
		05 第1号被保険者保険料	6,952,963,356			05 一般管理費	363,824,693
35	使用料及び手数料		854,720		10	連合会負担金	2,107,080
	10	手数料	854,720		15	賦課徴収費	26,533,630
		05 手数料	854,720		20	介護認定費	237,879,560
40	国庫支出金		7,848,986,072	10	保険給付費		32,273,367,119
	05	国庫負担金	6,082,605,017		05	介護サービス等諸費	31,542,459,202
		10 介護給付費負担金	6,082,605,017			05 介護サービス等給付費	31,512,741,697
	10	国庫補助金	1,766,381,055			10 審査支払手数料	29,717,505
		10 調整交付金	1,627,971,000		10	高額介護サービス費	730,907,917
		25 地域支援事業交付金	137,576,055			05 高額介護サービス費	730,907,917
		30 介護保険事業費補助金	834,000	17	地域支援事業費		368,821,218
41	支払基金交付金		9,365,145,000		05	地域支援事業費	368,821,218
	05	支払基金交付金	9,365,145,000			05 介護予防事業費	38,679,471
		05 介護給付費交付金	9,351,574,000			10 包括的支援等事業費	330,141,747
		10 地域支援事業交付金	13,571,000	25	基金積立金		366,383,000
45	県支出金		4,620,848,000		05	基金積立金	366,383,000
	05	県負担金	4,548,440,000			05 介護給付費準備基金積立金	366,383,000
		05 介護給付費負担金	4,548,440,000	60	諸支出金		139,075,572
	10	県補助金	72,408,000		10	諸費	139,075,572
		05 地域支援事業交付金	72,408,000			10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	139,075,572
50	財産収入		757,388	65	予備費		0
	05	財産運用収入	757,388		05	予備費	0
		10 利子及び配当金	757,388			05 予備費	0
60	繰入金		4,722,419,080		合 計		33,777,991,872
	05	他会計繰入金	4,722,419,080				
		05 他会計繰入金	4,722,419,080	(繰越)			
	10	基金繰入金	0	翌年度繰越(実質収支)			347,552,305
		10 介護給付費準備基金繰入金	0				
65	繰越金		540,312,880				
	05	繰越金	540,312,880				
		05 繰越金	540,312,880				
70	諸収入		73,257,681				
	05	延滞金、及び過料	463,000				
		05 第1号被保険者延滞金	463,000				
	30	雑入	72,794,681				
		05 滞納処分費	0				
		10 第三者納付金	1,175,281				
		15 返納金	67,477,791				
		20 雑入	4,141,609				
	合 計		34,125,544,177				

## (2) 平成26年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)

(歳入)			(単位:千円)
款	項	目	金額
04	介護保険料		7,163,701
	05	介護保険料	7,163,701
		05 第1号被保険者保険料	7,163,701
35	使用料及び手数料		1
	10	手数料	1
		05 手数料	1
40	国庫支出金		8,309,454
	05	国庫負担金	6,497,042
		10 介護給付費負担金	6,497,042
	10	国庫補助金	1,812,412
		10 調整交付金	1,658,288
		25 地域支援事業交付金	154,124
41	支払基金交付金		10,246,492
	05	支払基金交付金	10,246,492
		05 介護給付費交付金	10,235,079
		10 地域支援事業交付金	11,413
45	県支出金		5,013,485
	05	県負担金	4,940,181
		05 介護給付費負担金	4,940,181
	10	県補助金	73,304
		05 地域支援事業交付金	73,304
50	財産収入		2,073
	05	財産運用収入	2,073
		10 利子及び配当金	2,073
60	繰入金		5,572,192
	05	他会計繰入金	5,183,898
		05 他会計繰入金	5,183,898
	10	基金繰入金	388,294
		10 介護給付費準備基金繰入金	388,294
65	繰越金		1
	05	繰越金	1
		05 繰越金	1
70	諸収入		1,085
	05	延滞金、及び過料	1
		05 第1号被保険者延滞金	1
	30	雑入	1,084
		05 滞納処分費	1
		10 第三者納付金	1
		15 返納金	1
		20 雑入	1,081
	合 計		36,308,484

(歳出)			(単位:千円)
款	項	目	金額
05	総務費		711,324
	05	総務管理費	711,324
		05 一般管理費	420,281
		10 連合会負担金	2,216
		15 賦課徴収費	30,095
		20 介護認定費	258,732
10	保険給付費		35,191,458
	05	介護サービス等諸費	34,389,812
		05 介護サービス等給付費	34,358,237
		10 審査支払手数料	31,575
	10	高額介護サービス費	801,646
		05 高額介護サービス費	801,646
15	財政安定化基金拠出金		0
	05	財政安定化基金拠出金	0
		05 財政安定化基金拠出金	0
17	地域支援事業費		385,218
	05	地域支援事業費	385,218
		05 介護予防事業費	37,147
		10 包括的支援等事業費	348,071
25	基金積立金		2,073
	05	基金積立金	2,073
		05 介護給付費準備基金積立金	2,073
60	諸支出金		17,411
	10	諸費	17,411
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	17,411
65	予備費		1,000
	05	予備費	1,000
		05 予備費	1,000
	合 計		36,308,484



(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	23年度	24年度	25年度
前年度末基金残高	473,496,021	7,028,160	209,429,160
基金積立額合計	1,174,139	202,401,000	366,383,000
保険料積立額	0	12,695,175	365,625,612
運用収入積立額	1,174,139	242,857	757,388
介護保険料軽減事業補助金		189,462,968	
基金取崩額	467,642,000	0	0
年度末基金残高	7,028,160	209,429,160	575,812,160

○ 尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金

(単位:円)

	23年度	24年度	25年度
前年度末基金残高	6,970,266		
基金積立額合計	27,881		
保険料軽減分積立額	0		
事務費分積立額	27,881		
基金取崩額	6,998,147		
保険料軽減分取崩額	0		
事務費分取崩額	6,998,147		
年度末基金残高	0		

※平成23年度末で基金を解散している

## 2 条例等

### (1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。

(平15条例14・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第3条 本市は、法第115条の45第1項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・一部改正)

(保険料率)

第4条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第

1項第1号に掲げる者 32,048円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,060円

(3) 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 43,906円

(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 48,072円

(5) 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 57,686円

(6) 令第39条第1項第4号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 64,095円

(7) 次のいずれかに該当する者 73,710円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、この号の額が賦課されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（2）に該当する者に限る。次号イ、第9号イ及び第10号イにおいて同じ。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 80,119円

ア 合計所得金額が125万円を超え190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 96,143円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 104,155円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 112,167円

（平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・一部改正）

（普通徴収に係る納期）

第5条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法（明治29年法律第89号）第142条の規定を適用する。

（第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定）

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第4条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日（同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項（第2号を除く。）において「賦課期日」という。）後に令第39条第1項第1号イに掲げる者（賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ（2）に該当するものに限る。）、同号ロ若しくはハ若しくは同項第2号ロに掲げる者、同項第3号ロに掲げる者（令附則第16条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者を除く。）、令第39条第1項第4号ロに掲げる者（令附則第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者を除く。）、令附則第16条第2項若しくは第17条第2項に規定する者又は第4条第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに掲げる者（以下これらの者を「被保護者等」という。）に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日（以下「異動日」という。）

前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第4条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項、第3項及び前項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第7条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(保険料の減免等)

第8条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(督促)

第9条 保険料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督促状を発する。

2 前項の督促状により指定する納付の期限は、その督促状を発した日から起算して11日目とする。

(督促手数料)

第10条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、1通について80円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第12条 法第70条第1項の規定による居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第14条 法第86条第1項の規定による介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の規定による介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(手数料の減免等)

第15条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第12条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(平24条例24・追加)

(罰則)

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下)

第17条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下)

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下)

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下)

第20条 第16条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第16条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過

した日とする。

(平24条例24・旧第16条線下・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第21条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
- 5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条線下)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条線下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)
- 2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。  
(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)
- 3 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
  - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
  - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
  - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
  - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円
- 4 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料



の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

5 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 平成12年10月1日から同月31日まで
- 第2期 平成12年11月1日から同月30日まで
- 第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
- 第4期 平成13年1月4日から同月31日まで
- 第5期 平成13年2月1日から同月28日まで
- 第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

6 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

7 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額（次項において「平成12年度特例保険料額」という。）を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額（以下「平成13年度特例保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得

た額

- (2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- 8 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者（同号イ（2）に係るものに限る。）に該当するに至った第1号被保険者（保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。）並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合  
当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合  
当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合  
当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合  
当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合  
当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額  
(平成18年度における保険料率の特例)
- 9 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する

政令（平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（以下「世帯主等」という。）を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。）を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（以下「平成18年度分の市町村民税」という。）が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

（平18条例36・追加）

（平成19年度における保険料率の特例）

10 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税（以下「平成19年度分の市町村民税」という。）が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正)

(平成20年度における保険料率の特例)

- 1 1 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改)

(平成24年度における保険料率の特例)

- 1 2 第4条第9号に該当する第1号被保険者であつて、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加)

(平成25年度における保険料率の特例)

- 1 3 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加)

(延滞金の割合の特例)

- 1 4 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

(平18条例36・旧第9項繰下、平24条例24・旧第12項繰下、平25条例60・全改)

付 則 (平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則 (平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「居宅サービス」又は「介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する居宅サービス又は介護予防サービスをいう。

別表第2

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第14項若しくは第21項又は法第8条の2第14項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。

別表第3

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護療養型医療施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円

## (2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日  
規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、特例地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条の規定により読み替えて適用される同条各号に掲げる規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の3第1項の規定により特定入所者(法第51条の2第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の3第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、



法第54条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、特例地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条の規定により読み替えて適用される同条各号に掲げる規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の3第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第5条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第7条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(保険料の減免等)

第11条 条例第8条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第8条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

- (1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適当であると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 23 規則 27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平 23 規則 27・旧第 16 条繰下)

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

(表面)

第 号		介護保険徴収職員証		5.2 センチ メート ル
	顔写真	所属 氏名 平成 年 月 日 尼崎市長 印		
7.4センチメートル				

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

### (3) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2

条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
  - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第4条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 前条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防

サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第5条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第6条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第7条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第8条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第9条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に

規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第11条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第12条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第13条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項まで及び第8条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第15条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

#### 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



#### (4) 尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

平成21年3月16日

条例第10号

##### (設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図ることを目的とする介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な増加を抑制するための措置(以下「抑制措置」という。)を円滑に実施するため、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

##### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (基金への編入)

第5条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

##### (処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者に係る抑制措置のための財源に充てるとき。

(2) 抑制措置に関する広報、介護保険料の賦課徴収に係る電子計算機処理システムの整備に要する費用その他抑制措置の円滑な実施に要する経費の財源に充てるとき。

##### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

##### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。